

南魚沼市後期教育基本計画

～笑顔あふれる教育プランⅡ～



平成28年4月
南魚沼市教育委員会

はじめに

平成 23 年 4 月に南魚沼市教育基本計画が策定されました。この計画は、「笑顔あふれる教育プラン」を呼称として、学校、家庭、地域、行政が連携協力することによって、子どもたちの能力や可能性を伸ばすことに主眼を置き、計画期間を平成 23 年度から 32 年度の 10 年間としていました。しかし、社会の大きな変化の中で、学校を取り巻く環境が変わってきたこと及び安全で安心な学校づくり、学力向上、いじめ・不登校の解消、特別支援教育、教育相談などの重要性がますます重要になってきました。こうした状況から、平成 27 年度末に前期 5 年間の終わりを節目として全面的な見直しを行いました。

平成 26 年 12 月に教育基本計画策定検討委員会を立ち上げ、平成 28 年度から 32 年度を計画期間とする後期教育基本計画を策定することにしました。計画の策定に当たって、教育を義務教育期の学校教育に限定するのではなく、義務教育期の土台となる幼児教育、園・学校外で行われる社会教育、南魚沼市民全体に関わる生涯学習を含めた広範囲の教育としてとらえ直すことにしました。

学校、家庭、地域が今まで以上に連携を強化して南魚沼市の教育を推進していくために、市行政は、確かな方向性を示すとともに、学校、家庭、地域の取組をしっかりと支える施策を立案・実施していきます。

昨今、様々な悩みや困り感を持つ子ども・若者及び家庭が増加しています。平成 23 年 4 月に南魚沼市子ども・若者育成支援センターを設置し、様々な問題を抱える子ども・若者及び家庭を相談支援の立場から支えてきました。今後も相談内容が多様化・複雑化することが予想されます。今まで以上に相談支援を充実させるとともに、家庭教育の重要性にも焦点を当て啓発活動を行っていきます。

以上のことを踏まえ、「Ⅰ総論編」「Ⅱ学校教育・幼児教育推進編」「Ⅲ生涯学習・社会教育推進編」「Ⅳ子ども・若者育成支援推進編」「Ⅴ家庭教育編」の 5 つの章からなる後期教育基本計画を策定しました。

後期教育基本計画策定検討委員及び貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に深く感謝申し上げますとともに、市民の皆様にはこの計画を御理解いただき、積極的な御協力と参画をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月末日

南魚沼市教育委員会
教育長 南雲 権治

目 次

※説明が必要な用語については（※印）で示し、資料編に「用語の解説」として掲載しています。

I 総論編

1 策定に当たって	2
2 策定の背景	4
3 現状と課題そして目指す方向	6
4 目指す教育とその枠組み	8
5 計画推進に当たって	13

II 学校教育・幼児教育推進編

1 策定に当たって	16
2 策定の背景	16
3 現状と課題そして目指す方向	19
4 6つの基本方針と25の重点施策	29
5 計画推進に当たって	31
6 次期計画策定に向けて	32

III 生涯学習・社会教育推進編

1 策定に当たって	34
2 策定の背景	34
3 現状と課題そして目指す方向	37
4 学びの郷南魚沼プラン	39
5 3つの基本方針と8つの重点施策	42
6 計画推進に当たって	43
7 次期計画策定に向けて	43

IV 子ども・若者育成支援推進編

1 策定に当たって	46
2 策定の背景	46
3 現状と課題そして目指す方向	49
4 2つの基本方針と12の重点施策	53
5 計画推進に当たって	54
6 次期計画策定に向けて	54

V 家庭教育編

1 家庭教育の重要性を語る座談会	56
2 教育長と保護者の家庭教育に関する対談	64

VI 資料編

1 南魚沼市市民憲章	68
2 計画策定経過	69
3 用語の解説	70
4 平成28年度～32年度児童生徒数見込	73
5 市教育基本計画策定検討委員名簿	74
6 教育基本計画概略版	75

I 総論編



<上空から見た南魚沼市>

1 策定に当たって

- 南魚沼市は、平成23年度に「南魚沼市教育基本計画～笑顔あふれる教育プラン」を策定しました。この計画は平成32年度までの10年間を見通し、「義務教育期の学校教育」に焦点を絞って策定されたものであり、平成27年度で前期5年間で終了しました。この間、学力向上に向けた取組やいじめ・不登校など児童生徒の生活と直結した様々な課題が浮き彫りになるとともに、法改正等による予想を上回る大きな変化のうねりが押し寄せてきました。また、少子化や人口の都市集中が進み、将来的には多数の地方都市が存続危機に陥ると予測される不安定な状況が見えてきました。南魚沼市も地域を理解し、地域に誇りを持つ人材の育成と地域力の強化を今まで以上に進め、時代に合った地域づくりを目指すことが必要です。
- 教育は「我が国の教育」という表現どおり、長い間「全国統一的」な施策が策定・実行されてきました。しかし、近年、「中央集権」から「地方分権」へ、さらに「地方発・地方創生」の流れが鮮明になってきました。平成18年に改正された教育基本法第17条第2項に「地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めること」が明示されています。
- こうした状況を背景に、地域資源を活かし、地域の教育環境を更に整え、「南魚沼市らしさ」にこだわった計画として南魚沼市後期教育基本計画（以下：「市教育基本計画」という）を策定しました。

(1) 市教育基本計画策定の手順

従来の教育基本計画との変更点は以下のとおりです。

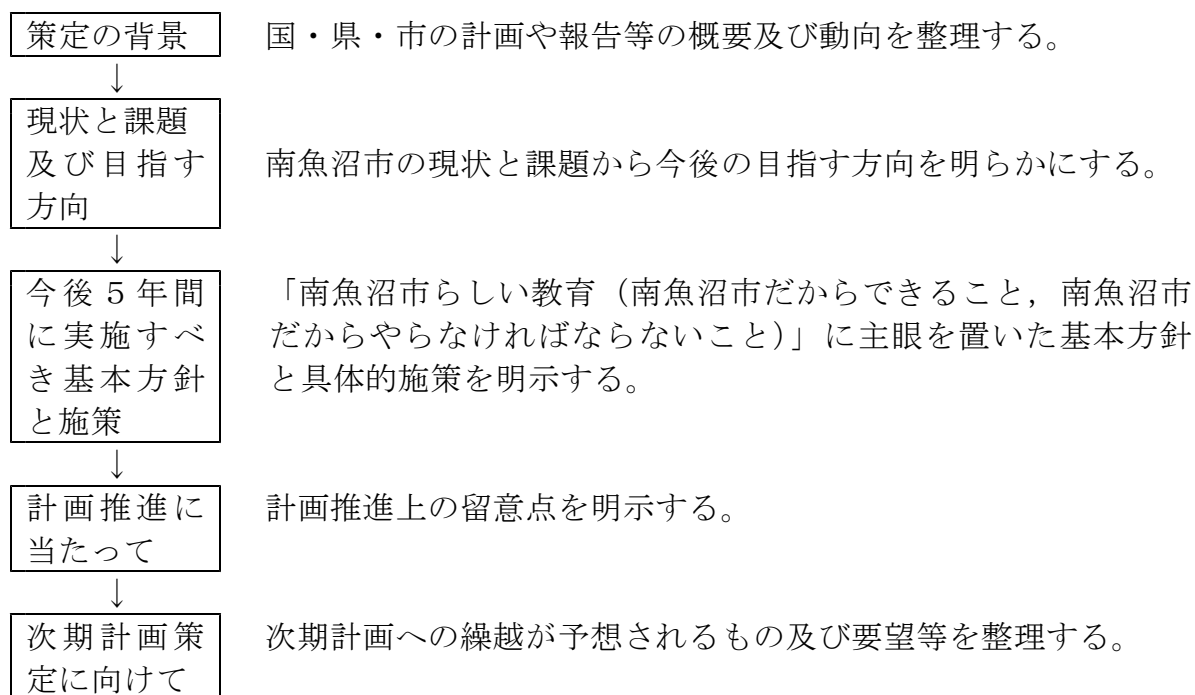
【従来の視点】

- 児童生徒を中心に置き、義務教育期の学校教育に焦点を絞った計画であったこと。

【本計画の視点】

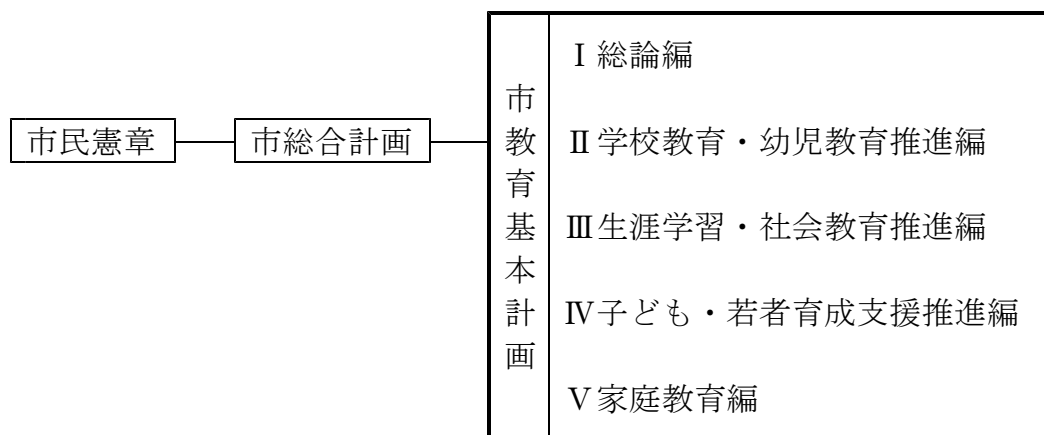
- 南魚沼市の市民憲章「人間を大切に、自然を大切に、ものづくりをいつまでも大切にし、明るく住みよいまちづくりを進める」の精神を教育の視点から解釈し、「全ての南魚沼市民の学び」を念頭に「南魚沼市らしい」教育計画へと拡大させたこと。
- 教育委員会が「目指す教育」と「近未来の教育の仕組みと枠組み」案を策定し、その案を基に計画の原案を検討するために「学校教育・幼児教育推進検討部会」、「生涯学習・社会教育推進検討部会」、「子ども・若者育成支援推進検討部会」の3部会を設置したこと。

平成26年12月にこれら3部会が発足し、約7か月にわたり集中審議してきました。各部会とも、ほぼ次のような手順で計画原案を検討しました。



(2) 計画の構成

市教育基本計画の構成は、以下のとおりです。



(3) 呼称について

- 平成23年度に策定された前期教育基本計画は「笑顔あふれる教育プラン」を呼称としていました。市教育基本計画は、義務教育期の学校教育だけでなく、幼児教育、生涯学習・社会教育、子ども・若者育成支援などを含め、教育を広範囲にとらえています。子どもたちだけでなく、南魚沼市民全員が笑顔で暮らせるまちづくりに向けて、教育の面からアプローチするという意味から、「笑顔あふれる教育プランⅡ」として呼称を継承します。

2 策定の背景

(1) 国の動向

- 平成 18 年 12 月 22 日に教育基本法が改正され、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの普遍的理念を継承した上で、新しい時代の理念として「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」そして「伝統の継承」（第 2 条）を明示しました。また、高齢化や自由時間の増大に伴い重要性が増した「生涯学習の理念」（第 3 条）について新たに規定しました。さらに、「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めること」（第 17 条第 2 項）を義務付けました。
- 平成 20 年 7 月 1 日に教育振興基本計画を閣議決定し、平成 25 年までの 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき基本的方向を示しました。
- 平成 25 年 6 月 14 日に、第 2 期教育振興基本計画を閣議決定し、平成 29 年度までの計画期間における「4 つの基本的方向性」「8 つの成果目標」「30 の基本施策」を定めました。この 4 つの基本的方向性は以下のとおりです。

- 1 社会を生き抜く力の育成
～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
- 2 未来への飛躍を実現する人材の育成
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
- 3 学びのセーフティネットの構築
～誰もがアクセスできる多様な学習機会～
- 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

- 平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、市町村は、区域の実情に応じた、まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本計画を定めるよう努めなければならない（第 10 条）とされました。南魚沼市は、これを受けて人口減少対策を含めたまちづくりのために、平成 27 年 10 月に「南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

(2) 新潟県の動向

- 新潟県・新潟県教育委員会は、平成 26 年 4 月に「新潟県教育振興基本計画（※）」を策定しました。この計画の概略は以下のとおりです。

- 1 新潟県教育の基本理念
「個を伸ばす教育」 ～一人一人の個性を尊重し、伸ばしていく教育の推進～
※「個を伸ばす教育」とは基礎学力の習得を基本に、児童生徒一人一人の個性や能力を伸ばしていく教育のこと。

2 目指すひとつづくりの姿

「ふるさとへの愛着と誇りを胸に、
粘り強く挑戦し未来を切り拓く、たくましいひとつづくり」

3 6つの基本方針と27の施策（詳細はp.17を参照）

- (1) 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進
- (2) キャリア教育（※）の推進
- (3) 高等教育（大学院・大学・専修学校等）・研究機能の充実
- (4) 学び続ける生涯学習環境づくり
- (5) 地域の魅力を高める文化・スポーツの振興
- (6) 安全・安心な学校づくり

(3) 南魚沼市の動向

- 平成16年11月1日に旧大和町と旧六日町が合併し、平成17年10月1日に旧塩沢町が加わって南魚沼市が誕生しました。平成18年に第1次南魚沼市総合計画（計画期間平成18年度から27年度まで）が策定され、平成28年に第2次南魚沼市総合計画（計画期間平成28年度から37年度まで 以下：市総合計画という）が策定されました。市の様々な計画の最上位計画に位置しています。

<市民憲章>

- わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、自然を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、ものづくりを大切にします。

<第2次市総合計画>

南魚沼市の将来像及びその実現に向けた基本理念（第1次総合計画を継承）

将来像 自然・人・産業の和で築く 安心のまち

- 基本理念1 郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち
- 基本理念2 人の和で支えあう安心のまち
- 基本理念3 力強い産業が育ち、働く魅力がたくさんあるまち
- 基本理念4 新しい課題に柔軟に対応する行政組織をもつまち

6分野の政策大綱及び目標

- 施策大綱1 保健・医療・福祉（地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまち）
- 施策大綱2 教育・文化（学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち）
- 施策大綱3 環境共生（豊かな自然を守り、そして共に生き、100年後に引き継いでいくまち）
- 施策大綱4 都市基盤（住みたい、住み続けたいまち）
- 施策大綱5 産業振興（豊かな自然を活かし、自然や人にやさしく力強い産業のまち）
- 施策大綱6 行財政改革・市民参画（世界にひらく市民が誇りをもてるまち）

3 現状と課題そして目指す方向

(1) 現状と課題

①地域の最大の課題はひとづくり

- 市総合計画基本構想政策大綱2の「教育・文化」には、「地域の最大の課題はひとづくりという認識のもと、地域に根ざした文化をはぐくみながら、すべての市民が生涯にわたって自由に学べる学習の機会を拡充します。」と記されています。
- ひとづくりは、国づくりやまちづくりに欠かせない永久的な課題であり、それは南魚沼市も同じです。市総合計画において、今後10年間に、生涯にわたり自由に学べる学習環境整備を目指していくことで「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」を創っていこうという強い意向があり、この認識こそが正に市教育基本計画策定に当たっての出発点であり根幹となる考え方です。

②学校教育・幼児教育の現状と課題

- すべての子どもたちが学校や園に行くのを楽しんでいると感じ、日々学びながら健全な成長をしていくことが理想です。しかし、昨今、人間関係のトラブルなどで学校に行けない、あるいは、様々な悩みを抱える子どもの増加、特別支援を要する子どもたちへの対応など課題は山積しています。
- また、学校現場は多くの要素が複合的に多忙化の原因になっており、教職員自身に余裕がない現状があります。保護者や地域との連携の下、学校や園が果たすべき本来の役割を明確にして、子どもたちの教育活動に専念できるような環境整備をしていくことが課題です。

③生涯学習・社会教育の現状と課題

- 市民の生涯学習への欲求は高く、行政施策への期待は大きいと言えます。しかし、生涯学習に求めるニーズが多様化し、現行の講座等だけでは広い階層からの要求に十分に答えきれない現状があります。これまでは、生涯学習・社会教育振興策の施策がこま切れで統一感・一貫性に欠ける面がありました。
- また、高等教育を受けるために長岡市や新潟市又は関東都市圏等に出でいかざるを得ない状況があります。生まれ育った生活圏での生涯学習環境の整備を強く求めており、生涯学習センター等の設置を望む意見も多く表明されています。

④子ども・若者育成支援の現状と課題

- 子ども・若者育成支援センター（以下：「子・若センター」という）が設置されて以来、子どもや若者及びその家族を対象とした相談業務及び自立に向けた支援に取り組んできました。社会情勢や家庭環境の変化の中で、相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化が見られます。
- 子どもや若者が抱える心の問題は今後更に深刻さを増し、相談支援の重要性がますます高くなることが予想されます。今後の課題として、以下の点が考えられます。
 - 相談業務を更に充実させること
 - 「つなぐ」「寄り添う」をキーワードにして、関係機関との連携を強化して相談支援の充実を図ること
 - 初期段階での対応など予防的視点を組み入れた相談支援体制づくりを推進すること
 - 問題を抱える子どもや若者がやり直し（リスタート）できる仕組みをつくること
 - 不安や悩みを抱える子どもや若者を孤立化させない仕組みづくりをすること
 - 相談員自身の能力を高める取組を充実すること

⑤教育行政の現状と課題

- 総合教育会議（※）の設置

平成 26 年 6 月 20 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに基づき、平成 27 年 4 月に南魚沼市総合教育会議の第 1 回目が開催されました。年 2 回の開催を基本として、市長と教育委員会が共に南魚沼市の教育に関する情報を共有し、教育施策をより充実させていきます。
- いじめの根絶

「南魚沼市いじめ防止対策連絡協議会（※）」が平成 27 年 3 月に条例化されたことを受けて、各学校との連携を一層強化し「いじめを許さない・見逃さない」体制づくりに市全体で取り組んでいきます。
- 国際理解教育の充実

平成 19 年度から文部科学省の認可を受けて実施している教育課程特例校「国際科（※）」を継続します。また、平成 20 年度から実施している中学生の海外派遣事業を継続します。
- 特別支援教育の充実

特別な支援を要する児童生徒数が年々増加しています。介助員等の計画的配置及び特別支援教育推進室（※）の効果的な運営並びに特別支援教育に関する教職員の指導技術の向上などが今後の課題です。
- 教育相談体制の充実

不安や悩みを抱える児童生徒に対する教育相談体制の整備・充実を図り、全ての関係者が連携して命を大切にするための仕組みを作っていくことが今後の課題です。

●教育委員会組織の見直し

学力向上、生徒指導（教育相談等を含む）、特別支援教育全般など学校現場が抱える様々な課題の解決に向けて、教育委員会の組織を再点検し、必要に応じて見直しを図っていきます。

(2) 目指す方向

市教育基本計画が目指すところは、南魚沼市の市民憲章を教育の視点から以下のように具現化することです。

①人間を大切にする

一人一人が大切にされ活かされること。そのためには、個としての自己実現と同時に、家族や社会の一構成員として他者を尊重し、責任ある行動のとれる賢明で善良な市民づくりに教育の面から取り組むこと。

②自然を大切にする

自然を、単なる物理的な山・川などだけでなく、豪雪地帯南魚沼の自然とそこに住み続けた先人が育んできた歴史や文化をも包含する広い概念ととらえる。そして、それらを大いなる教育資源として理解を深め、大切に保存（保全）・継承するとともに発展させることにより「ふるさとを誇りに思う教育」につなげること。

③ものづくりを大切にする

生産活動のみを指すのではなく、そこで育まれてきた知恵、感性、態度、価値観など「人が生きていく上での礎として働くこと」の大切さを込めた文言であることから、農業や観光に代表される地域の産業振興と関連付けて実践的に「働くことの価値意識と誇り」を教育を通じて醸成すること。

4 目指す教育とその枠組み

(1) 目指す教育

①一人一人を生かし、自信と希望を与え、笑顔あふれる教育を目指します。

一人一人を大事にし、認め、その人に合った役割の中で充実感を持つとともに、個人がよさを自覚しながら一步步前進し、成就感を感じるような教育を目指します。経験から獲得したこれらの感覚は、自信や幸せに通じ、更に前向きに善く生きようと挑む希望に満ちた「生きる力」の糧となります。こうした手応えを感じた時に、笑顔にあふれる教育が可能になります。

②幼児から高齢者まで「生涯にわたる学びを可能とする」教育・学習を目指します。

人は、「昨日よりも今日、今日よりも明日」と前進しながら、生きるこの意味を探し続ける存在です。充実した人生を送るために、何歳になっても、知識や情報を更新したり、更なる発見や新しい体験に挑もうとする多くの市民をサポートするためには、「学びを継続する」場を提供していくことが不可欠です。

市立図書館や運動公園など様々な施設の整備が進んできました。しかし、学校教育修了後の系統的・継続的な学習機会を更に整備していく必要があります。子どもから若者、大人、高齢者まで生涯にわたって学ぶことのできる仕組みと環境、そして教育プログラムサービスを更に充実させることを目指します。

③お互いの人権を尊重し、責任ある行動と協働ができる市民性を育む教育を目指します。

安心して心地よく日常生活を送るためには、道路や病院、商業施設などの物理的な環境整備は必要です。しかし、それ以上に、一人一人が公共の精神に基づいてルールを守り、お互いの人権を尊重した言動をとり、市民憲章や計画に関心を持ちながら責任ある行動や協力し合って社会参加やボランティア活動などに取り組むなどの良質な人的環境が不可欠です。素朴で温かみのある善良な市民イメージの伝統を継承しながらも、上記のような豊かな”市民性”を更に育む教育を目指します。

④自然や歴史・文化への理解を深め、享受し、それらの財産を大切に保存・継承・発展させて「ふるさとを誇りに思う」教育を目指します。

南魚沼市は、自然に恵まれた山紫水明の地であると言われています。あまりにも身近過ぎて「良さ」が実感できず、冬は豪雪、夏は高温多湿、不便で、質の高い文化や教育に触れる機会が少ないなどマイナスイメージをもつ者も少なくありません。

しかし、冬が厳しいからこそ解放感と生命の息吹に春を感じ、夏があるからこそ秋の豊穡を実感できるのです。八海山や魚野川に代表される南魚沼の自然と風土、歴史・文化、そこに暮らす人を教材としてできるだけ体験を通して「ふるさとへの誇り」を醸成したいと考えます。また、市民の英知と協力で「克雪や雪の利用などの前向きな雪国文化」を育み、若者の市外流出の阻止、ふるさと回帰の促進、自然環境保全など活気あるふるさと創生に太くつながる教育を目指します。

⑤地域産業振興と「働くこと」に対する総括的・実践的な教育を目指します。

地域産業の振興は、市の将来に大きく関係する重要な事項です。そして、地域産業の振興には直接的な担い手である個々の市民の力が必要です。

忠実に業務をこなす素直さや真面目さに加え、更に大きな変化が予想される今後の社会では、今まで以上に広範囲でより深い知識や技術そして経営哲学などが求められます。また、こうした知識や技術などの最新情報の理解や習得だけでなく、汗して働く勤労の意義や尊さを忘れてはなりません。地域における産業振興を教育面から支援するための総括的・実践的な教育を目指します。

⑥国際交流、良質な文化・異文化との接触などを通じた国際理解・他地域理解の教育を目指します。

グローバル化がますます進むことが予想される中で、世界を知り、知識や考えを拡げていくことが求められています。世界各国からの学生が生活する国際大学は児童生徒や市民と交流活動を行っています。

また、海外の複数の都市と姉妹都市提携を結んだり、アメリカオレゴン州のユージーン市への中学生海外派遣事業を実施したりしています。国際交流を単なるイベント的に扱うのではなく、外を知り、南魚沼市のよさを再発見したり発展させたりするために意味のある国際理解・他地域理解を促す教育を目指します。

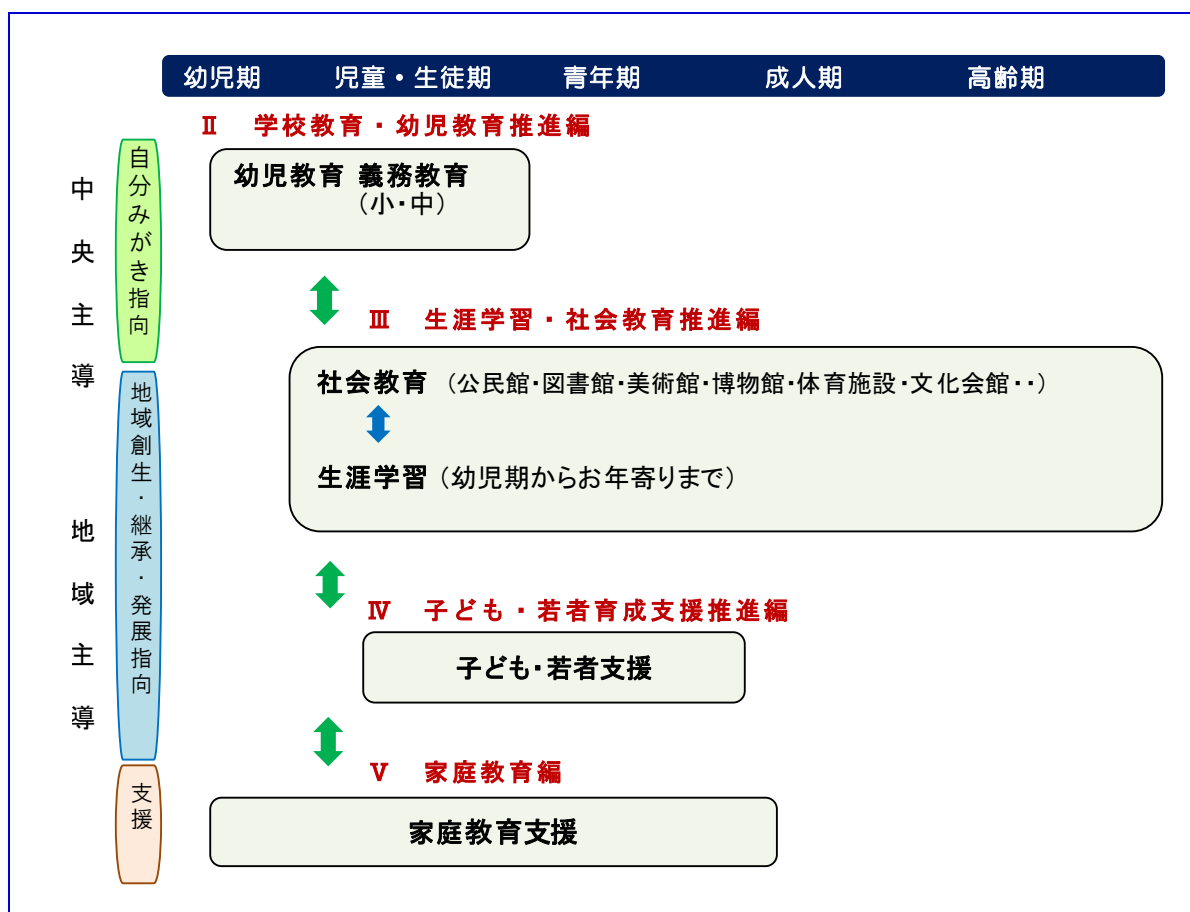
⑦家庭教育力及び地域教育力の醸成と活力あるコミュニティ形成を目指します。

教育は、学校などの教育機関で行われることが中心です。しかし、「親の背中を見て子は育つ」と言われるように、家庭教育が子どもの成長に与える影響の大きさは図り知れません。また、社会性を学ぶためには地域の教育力も欠かせません。

善悪の判断や「だめなことはだめ」という慣習的な価値基準の多くは家庭や地域で身に付けることが多いのです。核家族化や地域の影響力が薄れているという現代社会の中で、子どもが小さいうちに学ぶべきことを学べない現状があります。子どもの自立と世代継承のために必要な教育を担うことが親の責務です。

かつては多くの家庭や地域で見られた「親、家族、地域の大人や古老が手本を示し、それを見て、聞いて、まねて子どもたちや青年たちが育つ」という好循環を、今様に再構築することが求められています。大人が学ぶ機会や関連情報を提供しながら家庭や地域が子どもや若者を育てるということの重要性への理解と誇りを促し、「家庭教育力」や「地域教育力」を高め、活力あるコミュニティの形成を目指します。

(2) 教育計画の枠組み



- 従来の教育計画は、義務教育である小中学校の教育を中心に策定してきました。しかし、市教育基本計画は、それに幼児教育、生涯学習・社会教育、子ども・若者育成支援を加え、南魚沼市の創生、発展、継承と支援を意識した地域主導の総合的な教育基本計画です。
- 上図は計画の全体の枠組みです。横軸は、幼児期から高齢期に至るライフステージを示しています。縦軸は、市教育基本計画の4つの柱である「学校教育・幼児教育推進」「生涯学習・社会教育推進」「子ども・若者育成支援推進」「家庭教育支援」がおよそどのステージに位置付くかの関連性を示しています。

(3) 教育計画各編の概要

① 学校教育・幼児教育推進編

- 新潟県教育振興基本計画及び新潟県教育委員会が発行している「学校教育の重点（※）」等を参考にして、南魚沼市の子どもたちの実態を踏まえた「南魚沼らしい教育」を目指し、「南魚沼市だからできること、南魚沼市だからやらなければならないこと」に重点を置いた計画を策定しました。
- 「安全・安心で、活気に満ちた学校づくり」、「意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進」、「健やかな身体を育成する取組の推進」、「夢、未来、希望を育む教育の推進」、「共生社会の礎を築く特別支援教育の推進」、「生きる力の基礎を培う幼児教育の充実」の6つの基本方針と25の具体的な施策を設けて今後の学校づくりを目指します。

②生涯学習・社会教育推進編

- 従来から生涯学習・社会教育推進に関する事業は行われていましたが，市教育基本計画ではそれらを体系的に定めて市の生涯学習振興行政に活かすことを目的に策定しました。
- 生涯学習の理念「子どもから大人，そしてお年寄りへと連続的に続く学び」を縦糸に，社会教育の諸施策「現に，市民が享受している多様な学び」を横糸になぞらえ，それらが織りなす「知」の総体を「生涯学習・社会教育」として捉えようという考え方です。
- 近年，社会が多様化し，人と人，人と地域の繋がりが希薄になる傾向があることから，生涯学習・社会教育を通して，市民が絆や和を大切にしながらも一人一人が充実した生活を送ることができ，この地で生活してよかったと誇りに思えるような確実かつ継続的な取組が求められています。
- この計画が目指す方向は，「生涯にわたっての学びを可能とする」持続可能な生涯学習のシステム構築及び青年期・成人期を中心とし，現代社会に適合した学習機会をできるだけ近場に確保することです。この目指す方向に沿って，南魚沼市が有する教育資源（自然，歴史・文化，人など）を活かし，「地域の持続的発展」と「次世代への継承」を意識した一貫性のある市民主導の生涯学習・社会教育システムとして「学びの郷南魚沼プラン」を策定しました。

③子ども・若者育成支援推進編

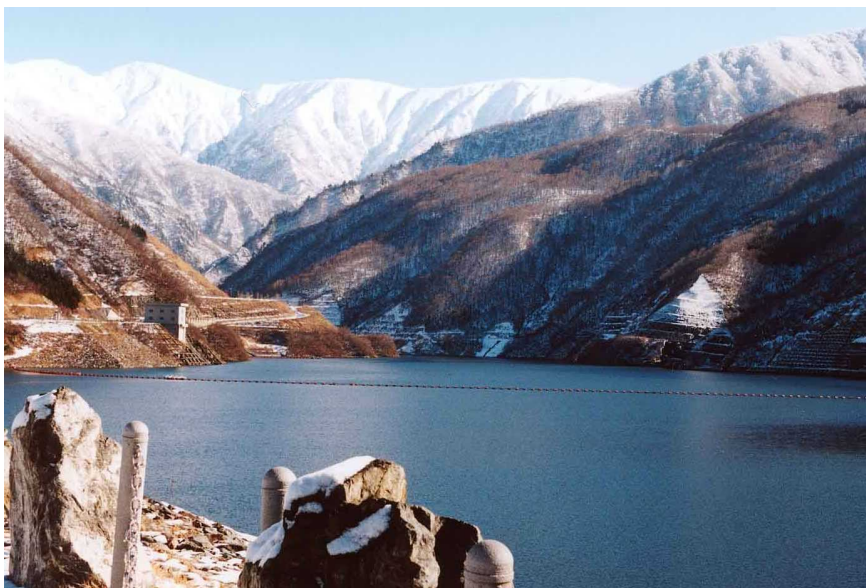
- 子・若センターは，「子ども支援」「若者支援」「家庭教育支援」を3つの柱として相談業務に当たってきました。
- 相談件数の増加及び相談内容の複雑化の中で，「すべての子ども・若者の健やかな成長支援」から「困難を有する子ども・若者及びその家族の支援」という方向へ重点を移し，「つなぐ」「寄り添う」切れ目のない相談支援の充実，予防的視点，相談者にやさしい体制づくり，リスタートを支える仕組みなどを目指します。

④家庭教育編

- 家庭教育は，子どもたちの学校生活や社会生活の土台となる重要な位置付けであるという認識から，市教育計画の策定に直接携わった担当者が「家庭教育の重要性を語る座談会」を開催しました。また，教育長が保護者代表と家庭教育に関する対談を行いました。第5章にその様子をまとめ，家庭教育の在り方の指針となるべき事柄を掲載しました。

5 計画推進に当たって

- 市教育基本計画は、教育委員会が主体になり検討委員を選出して策定しました。社会の急激な変化により子どもたちを取り巻く課題は多様かつ複雑になっている中で、教育委員会だけでは計画の目標を達成することが難しい状況になっています。
- 本計画は、平成 27 年 4 月に設立された南魚沼市総合教育会議の大綱にもなります。教育が子育て支援や福祉、環境の施策などと深く関連する部分があるため、市長部局との連携を強化して教育行政を一層推進していきます。その中で、計画的に教育委員会の組織の見直し及び人的な配置などによる一層の機能の充実を図ります。
- 市議会議員全員に配付し、議会においても市教育基本計画の周知を図ります。
- 子どもたちの教育に直接携わっている教職員及び保育士等に対して、校長会、園長会議、教職員全体研修会など様々な機会に本計画の周知と具体的な取組の促進を図ります。
- 広報誌及び市の公式ホームページ等を通じて、広く周知・啓発を行うとともに、家庭や地域住民はもとより、市民ボランティアの方々や企業、大学などとの連携及び参画を得て、取組の促進を図ります。市内 12 地域のコミュニティ協議会と連携して教育懇談会を開催するなど教育に関する思いや意見を交換する場を設定します。
- 生涯学習・社会教育推進編で提案する「学びの郷南魚沼プラン」の実施計画を平成 28 年度から開始し、可能なところから実行し、豊かな自然と文化を活かした計画の推進を図ります。
- 本計画を着実に推進するために年度ごとに教育行政重点施策を決定し、PDCA サイクル（※）に基づく各施策の進捗状況の定期的な評価と結果の検証を行うための組織を設置します。



< 冬の「しゃくなげ湖」南魚沼市清水瀬 >

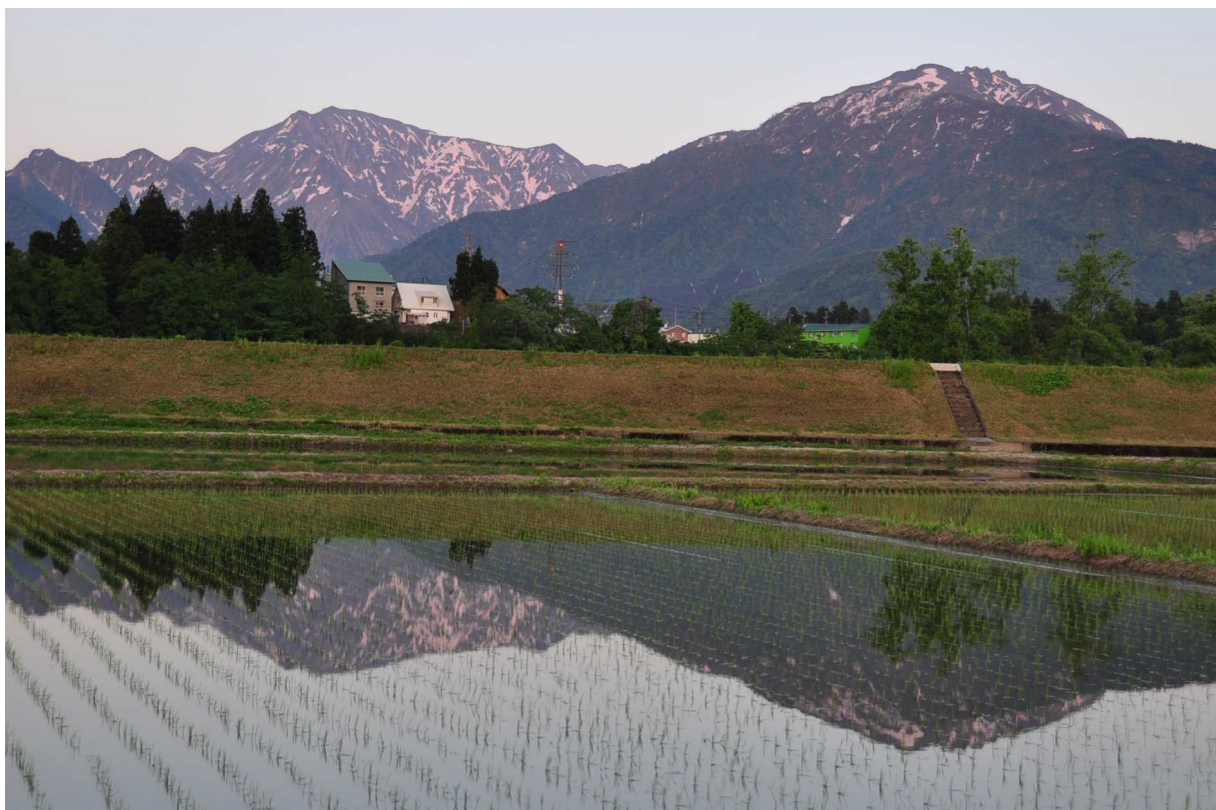


< 晴天の日に行われる待望のコシヒカリの稲刈り >



< 浦佐毘沙門堂裸押し合い大祭 >

Ⅱ 学校教育・幼児教育推進編



< 田植えが終わった田んぼに写る山並み（右：八海山，左：駒ヶ岳） >

Ⅱ 学校教育・幼児教育推進編

1 策定に当たって

●新潟県教育委員会は毎年「学校教育の重点」を作成し、各学校は、これに基づいて教育活動を展開しています。そこで、市教育基本計画は網羅的にせず、「南魚沼市だからできること」「南魚沼市だからやらなければならないこと」を中心に策定しました。

●また、幼児教育の重要性は以前から言われていたものの、各園は、幼稚園教育要領、保育指針、認定こども園教育保育要領などに基づいて、まちまちに行われており、市全体の計画としてまとめられたものではありませんでした。そこで、「学校教育・幼児教育推進編」として小中学校の教育及び幼児教育に焦点を当てた計画を策定しました。

(1) 計画の目的

南魚沼市の子どもたちの現状と課題を明らかにして、その課題を解決するために必要な施策の方向性を定めることを目的としています。

(2) 位置付け

本計画は、市の最上位計画である「市総合計画」に定める「学校教育の充実施策」を具現化する計画です。

(3) 範囲

小学校、中学校、特別支援学校の小学部、中学部、就学前の幼児に対する教育に限定します。

(4) 策定体制等

学校教育・幼児教育推進検討部会を設置し、事務局が原案を作成し、部会で協議後、部会と教育委員で最終案を策定しました。

2 策定の背景

(1) 国の動向 ※p. 3～4参照

(2) 新潟県の動向

●新潟県教育振興基本計画（※p. 4参照）では、「個を伸ばす教育」を新潟県教育の基本理念として掲げ、目指すひとづくりの姿を「ふるさとへの愛着と誇りを胸に、粘り強く挑戦し未来を切り拓く、たくましいひとづくり」と設定しています。

●具体的には6つの基本方針と27の施策として次ページのように示されています。

新潟県教育振興基本計画における6つの基本方針と27の施策

- (1) 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進
 - ① 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進
 - ② 豊かな人間性や社会性の基礎を育む幼児教育の推進
 - ③ 豊かな心、倫理観、規範意識などを育む教育の推進
 - ④ 健康でたくましい心身を育む教育の充実
 - ⑤ 家庭や地域と連携した魅力と活力ある学校づくりの推進
 - ⑥ 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の推進
 - ⑦ 私学教育の振興
- (2) キャリア教育の推進
 - ① 郷土愛を軸としたキャリア教育の推進
 - ② グローバル化に対応した教育の推進
 - ③ ICT教育の推進
 - ④ 持続可能な社会を構築する教育の推進
- (3) 高等教育（大学院・大学・専修学校等）・研究機能の充実
 - ① 魅力ある県内大学・短大の充実
 - ② 県立高等教育機関の充実
 - ③ 多様な分野での職業能力の養成
- (4) 学び続ける生涯学習環境づくり
 - ① 少子高齢社会への対応を踏まえた支え合うひとづくり
 - ② 活力ある地域づくりに向けた地域社会と学校の連携の促進
 - ③ 将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現に向けた学びの場の充実
 - ④ 多様な主体の連携・協働による生涯学習の環境づくり
- (5) 地域の魅力を高める文化・スポーツの振興
 - ① 佐渡世界遺産登録の推進
 - ② 文化財の保護・活用
 - ③ 県民が芸術文化に親しむ機会の提供
 - ④ 競技スポーツの振興
- (6) 安全・安心な学校づくり
 - ① 学校施設の耐震対策の推進
 - ② 安全・安心な環境づくりと防災教育等の推進
 - ③ 信頼される学校をつくる生徒指導体制の充実
 - ④ 児童生徒や保護者の信頼に応える教職員の資質能力の向上
 - ⑤ 教育機会の均等の確保

(3) 南魚沼市の動向

- 市総合計画（※p.5参照）では、4つの基本理念と6分野の政策大綱及び目標を定めています。このうち、分野2の「教育・文化」は、目標として

学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

を掲げ、目標達成のための7つの施策として以下を定めています。

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実
- (3) 地域文化の振興
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 地域・家庭教育の充実
- (6) 子どもやその家族への支援の充実
- (7) 地域に根ざした野外・環境教育の推進

(4) 前期教育基本計画との関連

●前期教育基本計画では、目指す子どもたちの姿として、以下の5つを掲げていました。

- ・正義を尊び、勇気をもって行動する子ども
- ・人や自然を慈しみ、いのちを大切にする子ども
- ・夢をもち、挑戦する子ども
- ・健やかな心と体をもち、たくましく生きる子ども
- ・ふるさとに誇りをもち、未来を創造する子ども

市教育基本計画は、前述のように教育を広範囲にとらえていますので目指す姿としては設定せず、本計画の中で、そうした子どもたちを育成するための具体的な手立てを記述する形にしました。



< H27 郡市中学校バスケットボール大会 >



< H27 小学校親善水泳大会 >

3 現状と課題そして目指す方向

(1) 安全・安心で、活気に満ちた学校づくり

①現状と課題

- 子どもたちに笑顔があふれるのは、テストで良い点数が取れたとき、良いことをして大人や周囲の仲間に称賛されたとき、試合やゲームで勝ったときなど様々な場面があります。しかし、真の笑顔があふれるのは、いじめなどがなく、安心して通学し、充実感を持って学習や諸活動に思う存分取り組んでいるときです。
- 平成 27 年度全国学力学習状況調査（※）では、「学校に行くのは楽しい」と回答した市内の小学生は 89.3 %（全国 87.0%，県 89.2%），中学生は 80.0%（全国 82.1%，県 83.9%）でした。
- 平成 26 年度の問題行動調査（※）では，市内の学校が認知したいじめは，小学校 19 件，中学校 34 件であり，不登校の発生率は，小学校 0.62%，中学校 3.43 %と全国や県の平均を上回っています。暴力行為やいじめ，不登校の数がすべてゼロという学校は少ない現状にあります。
- すべての子どもたちが学校へ行くのが楽しいと思える学校づくりをすることが今後の課題です。そのためには，安全・安心で活気に満ちた学校づくりをすることが大切です。

②施策の方向性

ア 元気な挨拶と正しい言葉遣いができる環境の実現

- 元気な挨拶や正しい言葉遣いは社会生活の基本です。これまで学校ごとに実施してきた挨拶運動などを市内全学校の統一運動として実施するとともに，元気な挨拶が飛び交う町づくりを目指して「挨拶運動キャンペーン」を市として展開することによって市民への啓発活動を展開します。

イ いじめや非行根絶のための毅然とした生徒指導の徹底

- いじめを見逃さない・許さない姿勢を前面に出し，各学校では，これまで以上に一人一人の児童生徒に対するきめ細かな観察及びアンケート調査等による実態把握に努め，組織的にいじめなどの早期発見・早期解決に努めます。
- 南魚沼市いじめ防止基本方針（※）及び各学校のいじめ防止基本方針に従って，違法行為などに対して，市及び学校は毅然とした態度で臨むとともに関係諸機関との連携を強化します。
- 深刻ないじめや人権侵害等の問題行動については，「いじめ問題対策連絡協議会（平成 27 年 3 月条例制定）」等を活用し，その原因をあらゆる面から検証し，専門機関の協力を得て，必要な措置を講じます。
- 「道徳」の時間の更なる充実及び大人も子どもも人権感覚を更に磨く教育活動を展開するとともに，児童生徒が学校生活を自らの手でより良いものにしようとする主体性や自治力を育てるために，児童会活動及び生徒会活動の充実を図ります。

ウ 不登校を減少させるための初期対応の充実

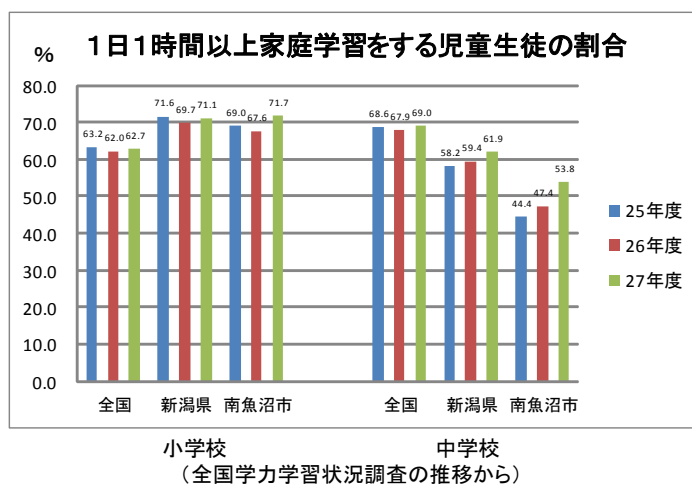
- 学校は不登校児童生徒を出さないために、県の「子どもと共に1,2,3運動（※）」を基に、初期段階から組織的に関わる体制を強化します。
- 初期段階の対応を重視し、学校と子・若センター等の相談機関との連携を強化するとともに教育相談体制の充実を図ります。
- 中1ギャップ（※）の解消や社会性の育成のため、中学校区ごとの絆集会（※）や体験入学等の小中連携の取組を今後も継続します。

(2) 意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

①現状と課題

- 平成27年度全国学力・学習状況調査では、小6の国語、算数の正答率は、A問題（主として知識）がほぼ全国平均及び県平均と同じ、B問題（主として活用）があと一歩という状況です。中3は国語、数学のA問題もB問題も全国平均及び県平均まで引き上げることが大きな課題です。

- 右のグラフは、平成25年度から27年度までの平日に1時間以上家庭学習をする児童生徒の割合です。小学生の家庭学習時間は年々増加し、全国、県平均とほぼ同じです。しかし、中学生は大きく増加傾向にあるものの、全国、県平均とはまだ大きな差があります。



- 今後は、量的に時間を増やすことももちろん大切ですが、児童生徒の発達段階を踏まえて「主体的で自立的な学習習慣」づくりを行い、学習の質的な向上を図る必要があります。児童生徒が「やる気」を持って学習に取り組むことによって「分かった・できた」と実感できる授業改善を推進することが学力向上に、そして、これからの社会を生き抜くための個性を伸ばすことにつながります。
- 市内の学校が「授業改善」に積極的に取り組んだ結果、児童生徒の学力は上昇傾向を示してきています。しかし、一方で「学習意欲の低下」や「特定の教科嫌い」等の課題は依然として残っています。
- 本計画に示した学習意欲の向上、家庭学習の充実、教職員の指導力向上等に各学校及び家庭が重点的に取り組み、学力を更に向上させることが今後の課題です。

②施策の方向性

- 一人一人の児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的基本的な知識や技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成するために以下の取組を行います。

ア 児童生徒が自ら学ぶ態度を育てる授業づくり

- 教師が丁寧な指導や指導法の工夫及び個別指導等によって「分かる授業」を行うことは当然です。また、児童生徒が、授業で学んだことを更に深く自分で調べたり、疑問に思ったことをそのままにせず分かるまでやってみたりする「自ら学ぶ態度」を育成することも大切です。授業で問題の解き方や知識を教えることに加え、「なぜそうなるのか」と根拠や理由をきちんと説明できるような場を設定する授業づくりを推進していきます。

イ 学習意欲と学習習慣を育てる小中連携の充実

- 自ら学ぶ態度は中学校に入っていくいきなり身に付くものではありません。児童生徒の発達段階を考慮しながら、小学校低学年から段階的に自分で考える（ときには仲間と相談しながら）態度を身に付けさせることが重要です。学習意欲や学習習慣は、児童生徒が小さな成就感を積み重ねていくことによって育まれます。
- そのために中学校区単位を基本とする小中学校の連携が今まで以上に重要になります。点数として目に見える「学力」の向上を図ることはもちろん欠かせません。しかし、目に見えにくい力、すなわち、①学ぼうとする意欲（学習意欲）、②課題に直面したときに様々な解決方法を考え、試み、何とかして正しい答えを導き出そうとする力（あきらめない心）、③なぜそうなるんだろうという興味・関心（知的好奇心）、④学び続ける意欲（継続する力）などは義務教育9年間を見通して小中学校が連携することによって身に付きます。全中学校区でこうした力を付けるために実践を重ねることが学力テスト等の結果につながります。

ウ 児童生徒一人一人の実態に応じた少人数指導（※）及び個別指導の充実

- 認知の仕方や発達状況は子どもによって異なります。一斉指導だけで個々の児童生徒に確かな学力を身に付けさせることは限界があります。児童生徒の実態に応じた個別指導やグループ学習等の工夫が必要です。そのためには、実態把握に基づく児童生徒理解を丁寧に行い、児童生徒が意欲的、持続的に学び続けたいと思うような具体的な個別指導の工夫が急務です。

エ 市立図書館の活用及び学校との連携

- 平成26年6月にオープンした市立図書館「本の杜」は学校教育にとって大きな意味があります。休日等でも静かに学ぶ場が保障されていることは、児童生徒の大きな支えになります。併せて、市立図書館に配置された学校図書館連携司書（※）との連携を強化し、学校図書館の充実を図ります。また、市立図書館と学校及び学校間をコンピュータ上で情報検索ができる環境づくりを検討します。

オ 地域の特性を活かした教材づくり

- 南魚沼市は、八海山を代表とする越後三山や清流魚野川及び四季折々の自然環境や上杉景勝、直江兼続、鈴木牧之など郷土の偉人に関係する建造物など教育資源の宝庫です。また、様々な伝統芸能及び越後上布、浦佐毘沙門堂裸押し合い祭などの文化遺産が豊富な歴史の町であり、さらに、コシヒカリや八色西瓜をはじめとする農作物の町でもあります。
- 児童生徒が地域をよく知り、「南魚沼市に生まれ、育ってよかった」と感じるために地域の特性に注目した教材づくりをすることが「南魚沼市だからできる教育」「南魚沼市だからやらなければならない教育」を可能にします。教員が地域素材を生かして多様な教材開発をする手助けとなるように、関係機関と連携して「地域教材データバンク」を整備し、教員の教材開発力の向上を支援します。

(3) 健やかな身体を育成する環境の整備

①現状と課題

<体格・運動能力に関して>

- 平成 26 年度の「全国体力・運動能力テスト (※)」によれば、小 5 及び中 2 は男女とも、身長、体重、握力、長座体前屈、反復横跳びの平均がすべて全国平均を上回っています。しかし、シャトルラン^{注1}、50m走は中 2 女子が全国平均に及ばず、ボール投げは、中 2 男女とも全国平均に及びません。

<運動習慣の改善に関して>

- 次ページのグラフは、平成 26 年度運動習慣等調査で、「運動が好き、やや好き」及び「運動が得意・やや得意」と回答した子どもの割合です。学年が上がるにつれていずれも数値が下がり、特に女子の下がり方が大きい傾向があります。小 5 も中 2 も「運動が嫌い」と回答した子の運動嫌いになったきっかけの時期」で第 1 位が「小学校以前」と回答しています。

②施策の方向性

<体格・運動能力に関して>

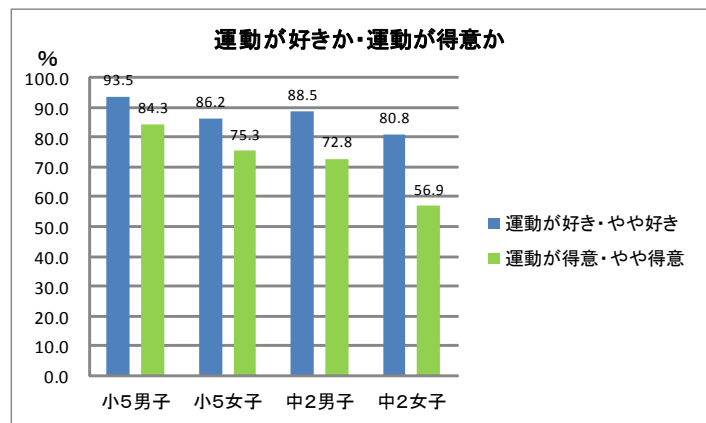
- 例えばシャトルランや長距離走のように、瞬発性よりも持続力が要求される種目において、小学生に比べて中学生は、苦しくなると最後までやり遂げず途中であきらめてしまう子どもの割合が多くなる傾向があります。運動面だけでなく、学習や諸活動においてもこの傾向が見られるため、各学校が様々な実践を通して苦しくても最後までやり遂げる子どもを育成することが今後の目標です。
- 特にボール投げは、投げるという動きそのものに慣れていないことが数値が低いことの原因になっていると考えられます。走、跳、投のバランスのとれた運動を幼児段階から計画に取り入れていくこと及び小中学校でも教育課程の中で意図的・計画的に行うことが重要であり、幼保小中の連携の一つの柱にしていきます。

注 1 20 m 間隔の平行線の一方に立ち、合図音に合わせて他方の線に向けて走り、足で線にタッチする。次の合図音で元の方向へ走りスタートの線に足でタッチする。1 分ごとに早くなる合図音に合わせてこのダッシュを繰り返し耐久力を測定するテストのこと。

<運動習慣の改善に関して>

●幼児教育期に「身体を動かすことは楽しいこと」を体感させ、小中学校では、苦しいだけの運動でなく、子どもに目的を持たせ、やりがいを感じる運動を意識した授業を展開することが重要です。

●競技力の向上や小中学校における運動部の指導はもちろん大切です。しかし、レクリエーション的に身体を動かす取組を充実させていくことは、生涯学習の視点からも重要です。社会教育課等との連携を図り、今後の取組を検討していきます。



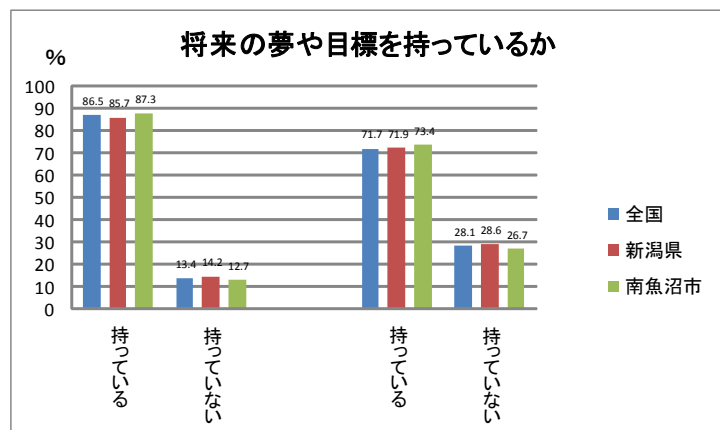
(平成26年度運動習慣等調査結果から)

(4) 夢、未来、希望を育む教育の推進

①現状と課題

●右のグラフは平成27年度全国学力・学習状況調査における「将来の夢や目標を持っているかないか」の小学6年生と中学3年生の結果です。

●中学生になると現実を見るようになるせいか、将来の夢や目標を持つ生徒の割合は小学生より下がります。



(平成27年度全国学力・学習状況調査から)

●本来であれば、学年が進むにつれて自分がやりたいことを明確に持てるようになってほしいと願うところです。

②施策の方向性

ア グローバル人材育成事業の充実

●平成20年度から始まった中学生海外派遣事業(アメリカオレゴン州ユージーン市)を継続するとともに外に目を向けるだけでなく、自分たちが生活する南魚沼市のよさを再発見させる教育の充実を図ります。

- ALT（※）の活用と国際大学との連携によるビレッジ事業（中学生対象のイングリッシュ・ビレッジ（※）及び小学5，6年生を対象としたのインターナショナル・ビレッジ（※））を継続します。
- 文科省認可教育課程特例校として実施している小学校の「国際科」事業を継続し、小学校1年生段階からの国際理解教育を更に推進します。学習指導要領の改訂により、小学校5，6年生の外国語活動が教科としての英語に切り替わる段階で、国際科の在り方を再検討します。

イ ICT教育の充実

- 平成26年度にすべての学校に導入したタブレット端末の有効活用のために、大型テレビ等の周辺機器の全学校への導入を計画的に進めます。
- ICT教育、情報セキュリティ等の役割を担っている南魚沼市情報化推進委員会（※）及びタブレット端末活用のためのICT支援員（※）などの活動を更に活性化させることにより加速度的に進む情報化社会に対応できる体制を整えます。

ウ キャリア教育の充実

- 小中学校の職場見学、職場体験などの充実のための支援体制を検討します。
- 児童生徒の豊かな感性を醸成するとともに、児童生徒が自分の生き方を考えたり夢を持たせたりするために芸能や芸術に直に触れる機会を設定します。

(5) 共生社会の礎を築く特別支援教育の推進

① 現状と課題

- 市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成25年度141人、26年度161人、27年度（8月1日現在）170人と増加傾向にあります。これは、学校関係者や保護者の特別支援教育に対する理解度が高まってきたプラス面と特別な支援を要する児童生徒に対して、通常学級の担任が十分に対応しきれていないというマイナス面の両面が原因と考えられます。いずれにしろ特別支援教育の充実の必要性は、今後ますます大きくなると予想されます。
- 平成25年4月に南魚沼市立総合支援学校が開校し、平成27年4月には、同校内に特別支援教育推進室が立ち上がり、市内の特別支援教育全般に関わる中核的機能を果たしてきました。また、年々増加する小中学校の特別支援学級設置数で学ぶ児童生徒を支援するために介助員の計画的配置等の環境整備は順調に進んできました。教職員の指導力を更に向上させることが今後の課題です。
- 地域の共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育（※）の考え方に基づく、障害のある子どもとない子どもの相互理解や交流を一層推進します。また、障害のある子どもの支援及びその指導や支援に当たる人材育成を更に推進します。

②施策の方向性

ア 一人一人の教育的ニーズに応える指導の充実

- 全教職員が自校に在籍する特別な支援を要する児童生徒について共通理解を図るとともに校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会を機能させて全校体制で取り組みます。その上で、全ての児童生徒が学びやすいユニバーサルデザイン（UD）（※）を基にした学習環境の整備や授業づくりを推進します。
- 個別指導計画（※）（個別教育支援計画及び支援ファイルを含む）の作成に当たって、各学校とも「見やすく分かりやすいこと」及び「書きやすいこと」に留意します。また、児童生徒の変容を長期的な視点から確認できるように、園・小・中学校における「子どもの実態」を引き継ぐ書式を検討して提案していきます。
- 個別指導計画を保護者とともに作成し、保護者の願いを受け止めた指導や支援を行います。

イ 幼児期から義務教育修了までの一貫した支援体制の構築

- 医療、福祉、教育、労働機関等、地域の支援機関が相互に連携した支援体制を構築し、学校、保護者、地域が一体となった取組を推進します。
- 園、小、中、総合支援学校間の校内委員会や個別の教育支援計画等を通じて、連携・一貫した指導支援体制を構築します。

ウ 総合支援学校のセンター的機能の拡充

- 総合支援学校地域支援部と市ユニバーサルデザイン（UD）支援事業を一元化して総合支援学校内に設置した特別支援教育推進室を当面継続します。
- 特別支援教育推進室がセンター的機能を担うことによって、南魚沼市の特別支援教育に係る地域支援と人材育成のための研修講座を実施します。

(6) 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実

①現状と課題

- 満3歳から小学校就学前までの幼児に対して、幼稚園、保育園、認定こども園等の施設や家庭、地域社会等において行われる幼児教育は、人の一生を左右するほど重要な意味を持ち、教育基本法第11条にも「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期の教育」として示されています。
- 平成20年3月に文部科学省から教育基本法第11条及び学校教育法第22条の目的を達成するために「幼稚園教育要領^{注2}」が公示されました。第2章「ねらい及び内容」の中で、保育所保育指針と同じ「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域に関するねらいと内容を明示しています。

注2 平成20年文部科学省告示第26号

- 同じく平成20年3月に厚生労働省から「保育所保育指針^{注3}」が示されました。第3章「保育の内容」の(2)「教育に関わるねらい及び内容」の中で、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域に関するねらいと内容を明示しています。
- 平成26年4月に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下：「教育・保育要領という。」が文部科学省と厚生労働省から公示されました^{注4}。教育・保育要領は保育指針及び幼稚園教育要領との整合性に配慮し、第2章「ねらい及び内容」の中で、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域に関するねらいと内容を明示しています。
- 南魚沼市には、26の保育園、幼稚園及び認定こども園があります（平成27年12月1日現在）。施設の種別は様々ですが、「園における生活の全体を通じて、幼児が様々な体験を主体的に積み重ねる中で、相互に関連をもちながら生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを育てること」を共通目標として幼児教育を推進していくために施策の方向性を以下のように決めました。

②施策の方向性

ア 5つの領域における、生きる力となる心情、意欲、態度などの育成

●領域1：健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

<目指す姿>

- ・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- ・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

●領域2：人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

<目指す姿>

- ・園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- ・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。
- ・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

注3 平成20年厚生労働省告示第141号

注4 文部科学省・厚生労働省告示第1号。認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けであるため文部科学省と厚生労働省の連名で告示された。

●領域3：環境

周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

<目指す姿>

- ・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。
- ・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- ・身近な事物（事象）を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

●領域4：言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

<目指す姿>

- ・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、教諭、保育教諭、保育士等や友だちと心を通わせる。

●領域5：表現

感じたことや考えを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

<目指す姿>

- ・いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
- ・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- ・生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

- 上記の5領域は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものです。各園では、「教育・保育要領」、「教育要領」、「保育指針」が示すねらい及び内容の具現化のために、家庭と連携を図りながら生きる力の基礎を育成します。

イ 幼児にとって望ましい教育内容、教育方法、教育環境の充実

- 各園の教育（保育）指導計画の見直しを行うとともに、保育教諭、教諭、保育士等の指導力の向上を図り、公開保育等を実施します。
- 幼稚園、認定こども園の取組状況を学校評価として公表していきます。
- 保護者に対して、親子関係を大切にされた家庭生活の充実及び家庭教育における幼児期の重要性に関する啓発を継続していきます。

ウ 小学校との円滑な接続及び中学校区を単位とする連絡会の設置

- 小学校1年生と各園の年長児との交流会や小学校と各園の情報交換会等を継続するとともに、更に工夫して円滑な接続を図ります。
- 中学校区内の園，小，中の連絡会を実施し，校種間の連携を図ります。
- 地域活動（子育てボランティア等）の推進及び主任児童委員等との連携をこれまで以上に推進します。



<イングリッシュ・ビレッジ（中学生）>



<園児の運動会の一コマ>



<中学生海外派遣（ゴールデンゲートブリッジにて）>



<小学校，国際科の授業の一コマ>

4 6つの基本方針と25の重点施策

基本方針1 安全・安心で、活気に満ちた学校づくり

重点施策	現状(平成26年度)	目標値(平成32年度)
1-1 いじめの発生件数を減らす。	小：19件 中：34件 特：0件	小：5件以下 中：10件以下 特：0件
1-2 不登校の発生率を減らす。	小：0.62% 中：3.43% 特：0%	小：0.25% 中：2.00% 特：0%
1-3 重大事態を発生させない。 (いじめによる自殺，心身の被害，不登校など)	小：2件 中：0件 特：0件	すべて0件
1-4 学校に行くのが楽しいと回答する子どもの割合を増やす。	小：89.3% 中：80.0%	小：95.0% 中：90.0%
1-5 自分にはよいところがあると回答する子どもの割合を増やす。	小：76.7% 中：70.9%	増加させる
1-6 老朽化した校舎の大規模改修，非構造部材の耐震化	/	計画した工事を100%完了させる

基本方針2 意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

重点施策	現状(平成27年度)	目標値(平成32年度)
2-1 家庭学習時間の量的・質的向上を図る。 (平日1時間以上家庭学習をする児童生徒の割合を増やす。)	小：71.7% 中：53.8%	小：95.0% 中：80.0%
2-2 学力の向上を図る。 (全国学力・学習状況調査の平均正答率を向上させる。)	小国A：68.5% 小国B：62.9% 小算A：75.6% 小算B：40.5% 中国A：75.3% 中国B：64.5% 中数A：61.8% 中数B：39.1%	すべて全国・県平均を上回る
2-3 「読書が好き」と答える子どもの割合を増やす。	小：73.0% 中：75.5%	小：90.0% 中：90.0%

基本方針3 健やかな身体を育成する教育の推進

重点施策	現状(平成27年度)	目標値(平成32年度)
3-1 運動能力テストの数値を向上させる。	「ボール投げ」「シャトルラン」が小も中も全国平均を上回る。他は現状維持。	
3-2 「運動が好き」「運動が得意」と回答する子どもの割合を増やす。	小5から中2への低下率を現状よりも少なくする。	

基本方針4 夢、未来、希望を育む教育の推進

重点施策	現状(平成27年度)	目標値(平成32年度)
4-1 グローバル人材育成事業(中学生海外派遣)	アメリカへ20人の中学生派遣	現状維持
4-2 グローバル人材育成事業(教育課程特例校「国際科」の取組)	小1～小6で実施	現状維持
4-3 ALT配置	小5人, 中2人	若干名の増員
4-4 ICT教育の充実(大型テレビ等の周辺機器の導入)	市内で9台	全学校へ導入
4-5 キャリア教育の充実		市のコーディネーターの配置

基本方針5 共生社会の礎を築く特別支援教育の推進

重点施策	現状(平成27年度)	目標値(平成32年度)
5-1 特別支援教育推進室の活用	総合支援学校内に設置	市または教育委員会内の新組織として運営
5-2 介助員の増員による学校への支援	62人	若干名の増員

基本方針6 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実

重点施策	現状(平成27年度)	目標値(平成32年度)
6-1 学校評価の公表(幼稚園・認定子ども園)	1か所	3か所
6-2 各園の指導計画の見直し		30年度完成
6-3 保育教諭, 教員, 保育士等の指導力向上(公開保育等の実施)	1か所	4か所

6-4 親子関係を大切にしたい家庭での生活の充実 (生活習慣の確立) 午後9時前就寝, 午前7時前起床, 朝ご飯	67.0% (5歳児) 当該園調査	90.0% (5歳児) 市内全園児
6-5 子育て支援活動推進 (NPO, 子育て支援センター等)	8か所	20か所 全小学校区
6-6 幼児を育てる地域活動及び主任児童委員等との連携		20か所 全小学校区
6-7 中学校区内の幼保小中の連携 ※城内中, 大巻中, 五十沢中が統合して八海中になるため, 市内の中学校区は4つになる。	1中学校区	4中学校区

5 計画推進に当たって

未来を担う人間づくりに日々取り組んでいる学校現場を以下の点から支援します。

(1) 安全で安心な教育環境の整備

①地域と連携した子どもの安全確保対策の推進

- 保護者, 地域など関係団体と連携して, 「登下校時の地域ボランティアによる巡回活動」「安全パトロール」「子ども110番の家」などの取組を継続します。

②学校を支える人材の確保と配置

- ALT, 日本語支援員, 非常勤講師, 介助員, 支援助手, 教育ボランティアなどの配置によって, グローバル人材育成, 特別支援教育等の充実を図ります。

③大規模改修及び屋外環境整備の推進

- 計画的な学校施設の改築・改修, 非構造部材耐震化の推進, 開放できる学校施設の整備などを推進します。

(2) 教職員の指導力向上

①学習指導センター(※)の機能充実

- 教科指導に重点を置いた学校支援の充実を図ります。

②教育相談能力の向上

- 学校における教育相談は今後ますます重要になってきます。子・若センターと連携し, 教員個々の相談能力の向上を目指す研修の場を増やします。

③学校の多忙化解消に向けて

- 学校の多忙化解消に向けた指導・支援を継続し, 教員本来の仕事である学習指導に専念できる体制づくりに努めていきます。

(3) 広報活動の重視

- 学校, 家庭, 地域がスクラムを組み, 子どもへの理解に努め, 自らの役割と責任を果たすことが, よりよい学校づくりにつながります。学校の教育活動を市の広報誌等で紹介することによって, 様々な取組を市民に提供していきます。

(4) 学校図書館の整備と充実

- 学校図書館の蔵書を充実させるとともに市立図書館に配置されている学校図書館連携司書の活用を図り、児童生徒の図書館利用を促進します。また、子どもたちの情操を豊かにする絵本等の充実を図ります。
- 市立図書館と学校がネットワーク上で情報把握ができるシステムを検討します。

(5) 子育て支援事業の充実

- 幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援などの充実を図るために、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。南魚沼市は、これを受けて平成27年3月に「南魚沼市子ども・子育て支援事業計画^{注4}」を策定しました。
- 以下の事業計画に基づき、子ども・子育てを支援します。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・放課後児童健全育成（学童保育）事業 | ・時間外保育（延長保育）事業 |
| ・子育て短期支援（ショートステイ）事業 | ・地域子育て支援拠点事業 |
| ・一時預かり事業 | ・病児・病後児保育事業 |
| ・ファミリーサポートセンター事業 | |

(6) UD 支援事業^{注5}の継続

- 子どもの発達障害を早期に発見し、適切な指導を行うことによって、いわゆる「二次障害（人間関係がうまく作れない、暴力を振るう、不登校になるなど）」をある程度防ぐことができます。特別支援教育推進室のスタッフが中心となって、UD支援事業を推進します。

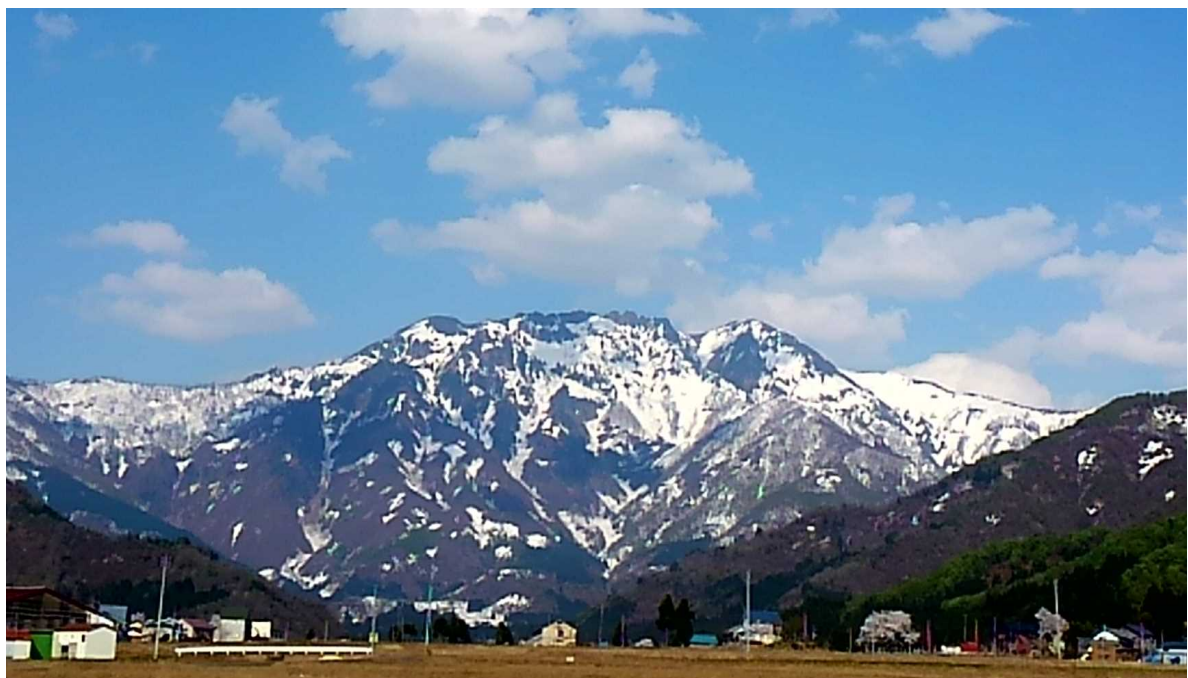
6 次期計画策定に向けて

- 平成28年度以降、年度ごとに施策の進捗状況を点検・評価することによって、次期計画策定に向けた課題を明確にしていきます。
- 本計画期間中に小学校及び中学校の学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領が改訂される予定です。それに伴って、必要に応じて、本計画の一部を部分修正する可能性もあります。

注4 「子ども・子育て支援法第61条第1項」及び「次世代育成対策推進法第8条第1項」に示された市町村行動計画。南魚沼市は平成27年3月に「南魚沼市 子ども・子育て支援事業計画」として策定し、第1章「計画の策定に当たって」、第2章「南魚沼市の現状」、第3章「計画の基本的な考え方」、第4章「子ども・子育て支援事業の実施」、第5章「放課後子ども総合プランに基づく計画」、第6章「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進に関する事項」の全6章からなる。

注5 障害の有無に関係なく、誰にでも分かりやすい授業を行ったり教室環境を整えたりすることを意味するユニバーサル・デザイン（UD）を可能にするために、主に発達障害を早期に発見したり、発達障害を持つ子どもたちに対する適切な指導を支援する事業。学校教育課、総合支援学校、保健課、子育て支援課、子ども・若者育成支援センター、南魚沼福祉会相談支援センター、子育て支援センター、小中学校の特別支援教育専門員、園の代表者等が業務に当たっている。

Ⅲ 生涯学習・社会教育推進編



<残雪の八海山>

Ⅲ 生涯学習・社会教育推進編

1 策定に当たって

●南魚沼市の生涯学習・社会教育推進は、実質的に社会教育課を中心に鋭意進められており、主に事業計画をまとめた「社会教育計画」を毎年度作成していました。しかし、体系的な「生涯学習・社会教育推進計画」は策定されていませんでした。

●市教育基本計画を策定するに当たり、教育基本法の趣旨を活かし、南魚沼市としては初めての生涯学習・社会教育推進計画を策定することとしました。

(1) 計画の目的

「生涯学習・社会教育推進に関する基本計画」を策定することによって、今後の南魚沼市の生涯学習振興行政に活かすことを目的とします。

(2) 位置付け

本計画は、市の最上位計画である「市総合計画」に基づく、南魚沼市の生涯学習・社会教育推進のための基本的な計画です。

(3) 範囲

南魚沼市民を念頭に、生涯学習、社会教育及びそれぞれの関連領域に限定します。

(4) 策定体制等

生涯学習・社会教育推進検討部会を設置し、事務局が原案を作成し、部会で協議後、部会と教育委員で最終案を策定しました。

2 策定の背景

(1) 策定の背景

●従来、生涯学習と社会教育の解釈をめぐって混同があり、共通認識には至っていませんでした^{注1}。しかし、本計画を策定するに当たって、法令等に基づき定義や概念を整理しました。

注1 この点について、平成15年～16年に中央教育審議会生涯学習分科会で審議され、次のように報告されている。

○生涯学習が、家庭のもつ教育機能をはじめ、学校教育、社会教育、更には民間の行う各種の教育・文化事業・企業内教育等にわたるあらゆる教育活動及びスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などにおける学習の中でも行われるものであるということが、都道府県、市町村等の関係者や国民の間に共通認識として浸透していない。

○また、「生涯学習」と「社会教育」との混同が見られる。生涯学習を担当する行政や公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等の関係機関の取組が、現在の社会の要請に必ずしも適合していない。「今後の生涯学習の振興方策について」（審議経過の報告）

①社会教育の定義と理念について

社会教育の定義（社会教育法第2条）

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

社会教育の理念（教育基本法第12条）

「個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

②生涯学習の理念について

- 生涯学習は、平成18年3月公布の教育基本法で初めて成文化されました。しかし、法律上に定義することはその性質上適当ではない^{注2}として、定義は示されておらず、理念のみ示されました。

生涯学習の理念（教育基本法第3条）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

- この理念に則り、文部科学省は平成23年度版文部科学白書において「生涯学習とは、家庭教育や学校教育、社会教育、個人の自学自習など、人々が生涯にわたって取り組む学習のこと」とできるだけ平易な定義的表現で解説しており、現在はこの文言が広く引用されています。
- 生涯学習という固有の活動が新たに登場してきたわけではなく、「若い時に学んだだけでは十分ではなく、生涯にわたって学び続けることが必要である。」という考え方がクローズアップされてきたのです。
- めまぐるしく変わる現代社会では、若い時に習い覚えたことだけでは理解や対応ができない場面に出くわすことがあります。IT化、グローバル化、デジタル化など、カタカナ言葉が市民権を得ている状況に、適応をあきらめる人々が出

注2 『生涯学習は各個人が自発的意志に基づいて行うことを基本とし、手段についても必要に応じて、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うものとの考え方がある。あわせて、多種多様なかたちで実現されるべき生涯学習の具体的な内容を、法律上定義することはその性質上適当ではないとして、これまでも法律上の定義を置かなかつた。』

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）平成20年2月 中央教育審議会

てきてもおかしくありません。現代社会で自立して生きていくためには、即効性のある新しい知識や技術を生涯にわたって、変化に即して学び続けざるを得ない現実があります。

- また、実益のためだけでなく純粋に知識欲を満足させるための学びの側面もあります。心穏やかに心地よく人生を全うするために、生きがいや生きる意味などを思い巡らす学びの継続も必要です。

③南魚沼市の考え方

- 市教育基本計画は、生涯学習と社会教育を別物として捉えるのではなく、二つで一对と捉え「生涯学習・社会教育」と記しています。生涯学習の理念「子どもから大人、そしてお年寄りへと連続的に続く学び」を縦糸に、また、社会教育の諸施策「今、現に、市民が享受している多様な学び」を横糸になぞらえ、それらが織りなす「知」の総体を「生涯学習・社会教育」と捉えようという考え方です。
- 「生涯学習・社会教育」は、新たな施策というよりは、生涯学習という理念を礎に、公民館や図書館などが従前してきた社会教育施策を再編することで、最も求められている答を求めるという姿勢です。
- 南魚沼市は、平成 24 年 3 月に「スポーツ推進計画～市民の生涯スポーツプラン～」を策定し、同年 12 月に「生涯学習に関する市民の意識・実態と今後の意向について」のアンケート調査を実施しました。また、市民が生涯にわたって健康で文化的な生活を送ることを目指して、平成27年10月1日に「南魚沼市スポーツ健康都市宣言」をしました。

(2) 生涯学習振興方策の策定に係る動き

- 教育基本法の公布を機に、生涯学習振興方策の策定が急がれ、以下のような動きが見られました。

- ・平成 20 年 2 月、中央教育審議会は「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策」を答申した。
- ・平成 23 年度版文部科学白書第 2 部「文教・科学技術施策の動向と展開」で「生涯学習社会の実現と教育政策の総合的推進」がまとめられた。
- ・平成 24 年 3 月、文科省は、「長寿社会における生涯学習の在り方～人生 100 年いくつになっても学ぶ幸せ『幸齢社会』」を発表し、更なる生涯学習推進を目指した。
- ・平成 25 年 9 月、第 2 次新潟県生涯学習プラン（改定版）～学びを楽しみ社会に生かす～が策定され、その基本目標として「持続可能な未来を実現する循環型生涯学習社会」が明示され、具体的施策として「生き生き県民カレッジ」を提案した。

(3) 生涯学習振興行政の必要性

- 教育基本法は、学校教育や社会教育に関する施策等を実施する際には、生涯学習の理念に配慮する必要があることを明示しています。
- 生涯学習の理念を実現するために、社会教育行政や学校教育行政、首長部局で個別に実施する施策が、生涯学習の理念に配慮して推進されることは必要ですが、その全体を総合的に調和・統合させるために生涯学習振興行政が重要となります。(平成20年中央教育審議会答申)

3 現状と課題そして目指す方向

(1) 現状と課題

平成24年12月に実施した市民対象の「生涯学習に関するアンケート調査」では次のような回答を得ました。

- 市民の生涯学習への欲求は高く、新聞や雑誌による個人学習が主である。公民館等での講座など現行の生涯学習・社会教育施策に対し、講座のマンネリ化や内容の偏り、会場の不便さなどを感じている。
- 市全体で生涯学習活動の機運を盛り上げ、生涯学習を地域の活性化や伝統文化の伝承、仲間づくり、生きがいつくりなどに役立てたい。
- 生まれ育った生活圏である南魚沼市内の生涯学習環境の整備を強く求め、生涯学習センターの設置を望む。

また、市の社会教育・生涯学習行政担当者からの意見聴取では、次のような回答を得ました。

- 個人の生涯学習に求めるニーズが多様化し、現行の講座のみでは広い階層からの要求に応えることができない状況にある。また、一人の職員が幾つもの事業を担当していたり職員の勤務場所が異なったりしているため、市民が納得いくような内容の事業を展開できていない面もある。
- 南魚沼市には、豊かな自然の中で先人たちが刻んできた確かな歴史と豪雪地ならではの特有の文化がある。今後は、これらを市民共有の財産として守り育てながら、世代間交流の促進や地域活性化の資源としても活用していきたい。
- 市民会館や美術館などの文化施設の老朽化に伴い、今後の設備更新などハード面での整備方針、ソフト事業の実施方針を明確にすることが課題である。また、市立図書館「本の杜」は多くの利用があるが、引き続き、

読みたい、借りたいと思わせるような工夫に取り組むとともに、人が集い・憩うために入りやすく、使いやすく、探しやすい図書館と言われるような運営を進めていく。

- 体育施設に関しては、大原運動公園は別として施設、備品の老朽化が進み利用者に不便をかけている。施設利用の利便性向上のため、パソコン等による予約システムの構築や、学校統合により土日も開放できる体育館が増えた場合、市民の健康増進のためにも空いた体育施設の利用を促進していく。

さらに、市教育基本計画「生涯学習・社会教育推進部会」の検討会では委員から次のような意見が出されました。

- 南魚沼市は、子どもが学ぶシステムはきちんとしているが、大人が学ぶシステムは整っているとは言い難い。
- 生涯学習関連の施策がこま切れで統一感・一貫性に欠ける面があり、協働感が薄い。地域の伝統や文化の世代間継承や持続的発展などの視点が希薄である。
- 義務教育期を終えると、高等教育を市内で受ける機会は極めて少なく、長岡市や新潟市、関東都市圏に行かざるを得ない。
- 恵まれた自然や雪国文化を教育資源として活用し、南魚沼色の強い生涯学習を推進することが必要である。
- 社会教育主事、図書館司書などの資格を持つ職員が少なく、結果として計画や運営の質がなかなか高まらない。
- 幼児・児童・生徒を地域みんなで育てるという意識が十分とは言えず、学校教育に依存しすぎる傾向が強い。
- 現状に対する意見や要望を反映させた施策を立案・実施し、生涯学習の必要性を喚起する必要がある。

以上の回答から、今後の課題を次のようにまとめました。

生涯学習・社会教育を通して、市民が絆や和を大切にしながらも一人一人が充実した生活を送ることができ、この地で生活してよかったと誇りに思えるような確実かつ継続的な取組が求められていること。

(2) 目指す方向

- この課題を解決するために、以下の2点に特に重点を置いた取組をしていきます。その上で、生涯学習・社会教育の必要性を市民に喚起していきます。

- ・生涯にわたっての学びを可能とする持続可能な生涯学習システムを構築する。
- ・青年期・成人期を中心として、現代社会に適合した学習の機会をできるだけ近場で確保する。

- 具体的には、次の3項目です。

- ①南魚沼市にある教育資源を活用し「子どもからお年寄りまで」一貫性のある生涯学習システムモデルの構築とその普及を目指します。
- ②市民が持つ、より高次で現代的な学習欲求を満足させるために「市内及び近隣で完結する」学習環境整備を目指します。
- ③行政が提供する事業を市民が受動的に受け入れる従来型の生涯学習・社会教育から、市民自らが望む事業を行政の支援を得ながら能動的に企画・運営する連携協働型生涯学習・社会教育への転換を目指します。

- 上記①～③に沿った具体的施策の実現に向けて現実に即した組織体制や仕組みの検討を進め、必要な措置を段階的に講じていきます。
- 公民館、文化振興、図書館、スポーツ推進などに関わる既存の社会教育施策については、実施計画が策定されるまでは当面、従来の社会教育計画に沿って実施することとし、計画が策定された段階で必要な改廃などを行います。

4 学びの郷南魚沼プラン

- 南魚沼市の生涯学習・社会教育が目指す方向に沿って、南魚沼市が有する教育資源（自然、歴史・文化、人など）を活かし、「地域の持続的発展」と「次世代への継承」を意識した一貫性のある市民主導の生涯学習・社会教育システムのイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」^{注3}を策定しました。
- このプランは、学びの力を信じ、学びを大事に、学びを盛んに推進し、誇れるふるさと南魚沼にしていこうとする未来志向の計画です。そして、そのプランの土台と

注3 「南魚沼市がめざす生涯学習・社会教育システム」を可視的に理解するために現実を素材として立案したイメージプランであり、このまま実行できるわけではない。しかし、このイメージプランを土台として、早急に詳しいグラウンドデザインを作成し、実行に移すことが重要である。

なる基本理念を「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」としました。

- この基本理念には、他人任せや、行政任せでなく、「市民が教わったり、教えあったり、伝えあったり」しながら、「自分たちの手で、郷土南魚沼らしい教育」を推進し、「自分も輝き、地域を輝やかせたい」という強い期待を込めました。
- また、この基本理念には、子どもも、大人も、お年寄りも、世代間ギャップを乗り越えて交流し、世代継承を推進することの意味合いも盛り込んでいます。

学びの郷南魚沼プラン

学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域

子ども たんけん南魚沼	大人 市民カレッジ	高齢者 幸齢義塾
<p>南魚沼の自然と、そこで人々が築き上げてきた暮らしや歴史・文化を体験的に理解し、その豊かさを五感で認識する。</p> <p>地域に興味を持ち、さらに深く知り、関わりたくなる気持ちを醸成する。</p> <p>外国を含む他地域との交流を通じて、互いの地域の価値を共有する。</p>	<p>南魚沼の持続的な発展を目指し、市民が互いに支えあうコミュニティを構築する。</p> <p>地域の人と自然を出発点に、南魚沼に根ざした技と知識を発展させる。</p> <p>誰でもいつでも学べる環境を整える。高齢者層と若年層との連携が展開される。</p>	<p>南魚沼で培ってきた長年の経験や知恵・技を引き出しあい、再生しあうことによって次世代と共有していく。</p> <p>高齢者同士の交流、互いの健康増進、意識の活性度維持も図る。</p>
<p>題材として</p> <p>自然(雪＝遊ぶ、かんじきを作る、利用する、他 川＝魚取り、泳ぐ、舟 山＝登る、歩く、木を切る、手入れをする 生き物＝モリアオガエル、ハッチョウトンボ、シナイモツゴなど超1級の生き物)</p> <p>農(米づくり、田んぼの仕組み、多様な野菜、調理方法、わらの利用、田の利用の変遷＝歴史の変遷)</p> <p>食(山菜、味噌、豆腐、どぶろく、漬物、ハレの食)</p> <p>文化(山伏、神社仏閣、木喰仏、年中行事)</p> <p>伝統工芸(縄ない、歌舞伎、塩沢つむぎ)</p> <p>人(市民の経験や歩み)</p>		
<p>学びの仕組み・場</p> <p>教室・イベント、MOOC(Massive Open Online Course オンラインの公開授業)、自主ゼミナールなどを組み合わせ、歴史、文化、科学、言語など趣味教養からものづくり、経営、健康講座などの実学まで多様なニーズへ対応</p>		

- (1) 「子ども、大人、そして高齢者」どの世代も「南魚沼」
- 子ども期には「たんけん南魚沼」で南魚沼の自然や文化を体験的に理解し、その豊かさを五感で認識させ、地域に興味を持たせ、関わりたくなる気持ちを醸成します。また、外国を含む他地域との交流を通じて、互いの地域の価値を共有することを学びます。
 - 大人期の「市民カレッジ」は、いわば「大人の学校」で、できるだけ市内・近隣で短大・専門学校レベルの学びが完結するよう学習環境を整えることを検討し、また、南魚沼市の持続的な発展を目指し、市民が互いに支えあうコミュニティを構築します。さらに、地域の人と自然を出発点にして、南魚沼市に根ざした技と知識を発展させます。

- 高齢期には「幸齢義塾^{注4}」で、人生で培ってきた永年の経験や知恵・技を互いに引き出し合い、再生し合い、次世代に共有していきます。さらに、高齢者同士の交流、互いの健康増進、意識の活性度維持も図ります。
- 「たんけん南魚沼」も「市民カレッジ」も「幸齢義塾」も、「学びあい」「教えあい」「伝えあい」の理念で、行政の支援を受けながら市民が主体となって企画・運営します。年長者が年少者に教えたり伝えたりするだけでなく、年少者に励まされたり教わったりすることも大いにあり得ます。こうした活動を通して高齢者層と若年層との連携も展開されることが期待できます。身近にある郷土の「自然，農，食，文化，伝統工芸，人などが題材となり得ます。

＜自然＞		
雪・・・遊ぶ，かんじきを作る，利用する，など	川・・・魚取り，泳ぐ，舟など	
山・・・登る，歩く，木を切る，手入れするなど	生きもの・・・モリアオガエル，ハッチョウトンボ，シナイモツゴなど超一級の生きものたち	
＜農＞		
コメづくり，田んぼの仕組み，多様な野菜，調理方法，ワラの利用，田の利用（歴史）の変遷		
＜食＞		
山菜，味噌，豆腐，どぶろく，漬物，ハレの食など		
＜文化＞	＜伝統工芸＞	＜人＞
山伏，神社仏閣，木喰仏，年中行事など	縄ない，歌舞伎，塩沢つむぎなど	市民の経験や歩み

(2) 学びの方法・形態

- 学びの方法は，教室，イベント，オンラインの公開授業（MOOC(Massive Open On line Course)），自主ゼミナールなどを組み合わせ，歴史，文化，科学，言語など趣味教養から物づくり，経営，健康講座など実学まで，多様なニーズへ対応します。
- 市民自らが望む講座やイベントを行政の支援を得ながら企画・運営する連携協働型生涯学習・社会教育への転換を目指します。また，平成27年10月1日に市が「スポーツ健康都市宣言」をしたことから，新たな活動の可能性もあります。
- こうした活動を，市内のあちこちで展開し，機能させれば結果として一人一人の市民が輝くとともに，南魚沼市が更に輝きを増すことにつながります。その意味では，施設整備計画やプログラム開発計画にとどまらず，市民あげての学びムーブメントとも言える計画です。

注4 平成24年3月文部省「超高齢化社会における生涯学習の在り方に関する検討会」「長寿社会における生涯学習の在り方～人生100年 いくつになっても学ぶ幸せ「幸齢社会」」からヒントを得た。欧米では，高齢を一般的にはoldやaged, seniorなどで表すが，積極的な意味を込めて「culmination（達し得る，または達しえた）最高到達点，最高潮，（努力した）結果，成果」を推奨する研究者も多い。「義塾」は身分などに関係なく，一般の子弟も平等に教育を受けられるよう，寄付金などでつくられた塾をさす古い言葉。

5 3つの基本方針と8つの重点施策

基本方針1 「学びの郷南魚沼プラン」を実行に移すことを念頭に、より詳細なグランドデザイン及び実施計画を策定し、準備が整ったところから実行する。

重点施策	
施策 1-1	・学びの郷プラン実行会議（仮称）を設置し、グランドデザインを28年度末を目処に策定する。
施策 1-2	・南魚沼市が有する教育資源の整理・発掘及び現在の教育関連事業を学びの郷プランの視点から再検討し、見直したものをグランドデザインに反映させる。
施策 1-3	・学びの郷プラン実施計画を28年度末を目処に策定し、1年間の準備期間後、30年度から順次実施する。

基本方針2 地元での学びの継続という市民の欲求を満足できるよう短大・専門学校レベルの高等教育の場（市民カレッジ（仮称））を設ける。

重点施策	
施策 2-1	・市民カレッジ実行会議（仮称）を設け、グランドデザインを28年度末を目処に策定する。
施策 2-2	・現在の社会教育関連事業を市民カレッジ（仮称）の視点からその協働可能性を評価し、グランドデザインに反映させる。
施策 2-3	・市民カレッジ実施計画を28年度末を目処に構築し、1年間の準備期間を経て30年度から実施する。

基本方針3 市民や市民グループが主体的に立案した生涯学習・社会教育関連企画を実現・実行できるような仕組みと支援体制づくりを、生涯学習センター（仮称）の設置の是非を含め検討する。

重点施策	
施策 3-1	・基本方針3を具現するための会議を設置し、28年度末を目処に検討する。
施策 3-2	・実施計画を28年度末までに作成し、1年間の準備期間を経て、30年度から実施する。

6 計画推進に当たって

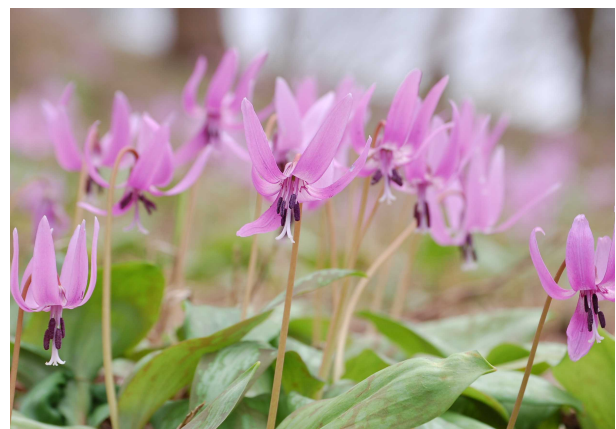
- 以下の点に留意して計画の推進に当たります。
 - ・現実を踏まえた着実かつスピーディな推進を目指します。
 - ・市民サイドに立った市民目線の推進を目指します。
 - ・市の人口減少が続くと予想されることから、施設規模等はできるだけコンパクトにまとめるよう留意します。
 - ・知の拠点である図書館や心と体の健康を保つ体育施設等の有効活用と更なる充実に努めます。
 - ・事務等の効率化を図るために、ICTの導入・活用を図ります。
 - ・SWOT分析^{注5}，費用対効果，PDCAサイクルなどマネジメントの知見を導入し，無駄を極力排除した堅実な推進を目指します。
 - ・外部の有識者やプロフェッショナルの活用を図り，効率よく計画を推進します。
 - ・市民への広報活動を重視します。

7 次期計画策定に向けて

- 今回の計画は，南魚沼市で初の生涯学習・社会教育推進計画であり，理念的なものになっていることは否めません。計画の中心となる「学びの郷南魚沼プラン」は，短期間で完結するような計画ではなく，まとまった期間を要します。これからも急激な社会変化が予測される状況の中で，社会情勢の変化などに柔軟に対処しながら最適解を模索し続けていかなければなりません。
- その際，基本軸はぶれることなく，常に計画・実施・評価・改善をしながら進化し続ける計画策定にしていく予定です。



<南魚沼市の木：コブシ>



<南魚沼市の花：カタクリ>

注5 SWOT分析とは，目標を達成するために意思決定を必要としている組織や個人のプロジェクトやベンチャービジネスなどにおいて，外部環境や内部環境を強み（Strengths），弱み（Weaknesses），機会（Opportunities），脅威（Threats）の4つのカテゴリーで要因分析し，事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法の一つである。

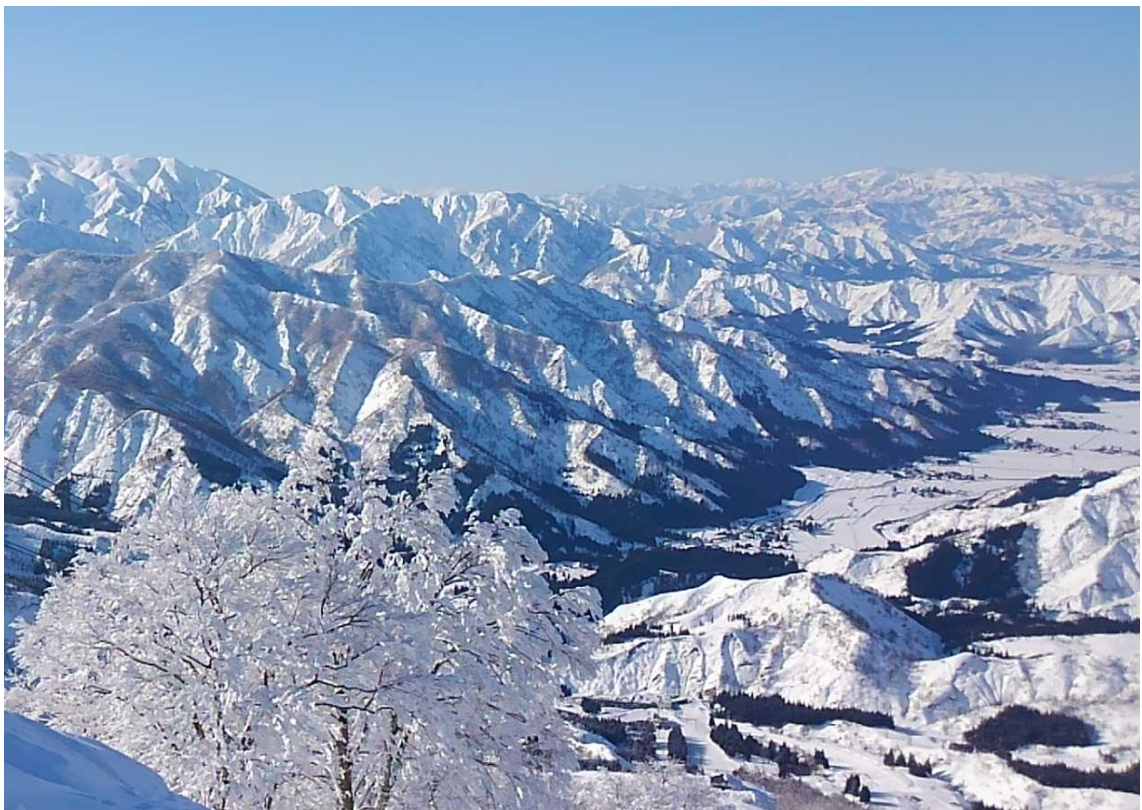


<平成 23 年度国土交通省 都市景観大賞を受賞した牧之通り>



<駅前図書館「本の杜」平成 26 年 6 月オープン>

IV 子ども・若者育成支援推進編



<八海山山頂から市街地を望む>

Ⅳ 子ども・若者育成支援推進編

1 策定に当たって

- 南魚沼市は平成23年4月に子・若センターを設置し、「子ども支援」、「若者支援」、「家庭教育支援」を3つの柱として、相談や自立のための支援を行ってきました。子・若センター職員はもとより関係機関との連携や丁寧な対応に心がけ、子ども・若者の不安や悩みの解消、自立への支援、また、親子のコミュニケーションづくりを通じた家族関係の安定などに徐々に成果を上げてきました。
- 社会情勢や家庭環境の変化から、相談件数が増加し、相談内容が多様化・複雑化する傾向があり、子ども・若者が抱える心の問題は深刻さを増しており、「セーフティネット（※）」としての相談支援の重要性がますます高まっています。このため、相談支援体制を強化・充実していくことが急務となっており、相談者の視点に立って、子・若センターの役割や機能を検討し、見直すことになりました。

(1) 計画の目的

南魚沼市の実態を踏まえた上で子・若センターの業務内容を再点検し、「セーフティネット」としての「相談業務」を重視した子ども・若者育成支援の在り方を明確にすることを目的とします。

(2) 位置付け

本計画は、市の最上位計画である「南魚沼市総合計画」に基づく、南魚沼市の子ども・若者育成支援の推進のための基本的な計画です。

(3) 範囲

南魚沼市の義務教育期の子ども、39歳までの若者及びその家族を中心に支援します。

(4) 策定体制等

子ども・若者育成支援推進編担当部会を設置し、事務局が原案を作成し、部会で協議後、部会と教育委員で最終案を策定しました。

2 策定の背景

(1) 国の動向

- 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）が制定された社会的背景として、児童虐待やいじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもや若者を取り巻く環境の悪化があります。

- また、従来の教育や福祉、雇用等の分野における縦割的対応では限界があり、ニートやひきこもり、不登校、発達障害などの子どもや若者が抱える問題は依然として解決されず、ますます深刻化しています。
- 子ども・若者育成支援推進法はこうした現代社会が抱える諸問題に対応するために、「子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組み作り」及び「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を地域において支援するためのネットワーク整備の推進」の2つを目的としています。

(2) 新潟県の動向

- 県は、次代の社会を担う子どもの育成を支援し、子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進していくため「新潟県子ども・子育てプラン」及び「新潟県子ども・子育てアクションプラン」を策定しました（計画期間平成22年度から平成32年度）。
- これらは、県の最上位計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」の実現を図るための子育て支援部門の個別計画で次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画です。なお、このプランは、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく県子ども・若者計画としても位置付けています。概要は以下のとおりです。

- 1 地域における子育て支援
- 2 「母性」や「乳幼児などの健康」の確保および増進
- 3 子どもを健やかに育てる教育環境の整備
- 4 子どもを安全に安心して育てられる生活環境の整備
- 5 子どもとふれあう時間づくりと若者への就労支援
- 6 子どもにかかわる経済的負担への支援
- 7 特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援
- 8 重点指標と17の個別指標の目標数値の設定

(3) 南魚沼市の動向

- 国や県の動向を受け、平成23年4月に子・若センターを設置しました。平成27年度現在の業務の概要は以下のとおりです。

- 1 子ども支援（小・中学生の教育相談、登校支援教室の設置）
- 2 若者支援（義務教育期終了から39歳までの若者相談、居場所の提供）
- 3 家庭教育支援（学校・家庭・地域連携促進事業、心豊かな子育て教室）
- 4 青少年健全育成事業（青少年育成市民会議、青少年育成指導員会、子ども会連絡協議会の事務局等）
- 5 勤労青少年ホームの運営（施設の登録利用、各種講座の実施）
- 6 臨床心理士の他課事業への協力（UD支援事業、遊びの教室、1歳6か月児健診等）

(4) 貧困の拡大

- 厚生労働省データでは、平成24年の子どもの貧困率は16.3%（6人に1人）と高く、子どもの貧困対策が優先課題となっています。「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月）」や「子どもの貧困対策に関する大綱について（平成26年8月）」が制定され、貧困・低所得世帯が抱える諸問題に、社会福祉だけでなく、保育、教育、保健や医療、労働、司法など、それぞれの部局や領域で何を担えるのかを明確にして、連携した取組を進めていくことが必要です。
- 厚生労働省社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書（平成25年1月）では、「子ども・若者の未来^{注1}」が掲げられています。生活困窮家庭の子どもたちや若者の未来を開くために、学習支援や進学支援など生活支援の具体的な形を提案し実行していくことが必要です。

(5) 広がる格差社会

- 貧困がもたらす影響は生活面、健康面、成長・発達、学力、人間関係、心理面など多方面にわたります。貧困や経済的苦しきからくるストレスは、夫婦の葛藤や親子間の関係に影響を及ぼします。このような抑うつ感が、家族間の葛藤や怒りの感情を増し、愛情を持って子どもを育てようとする気持ちを減少させることとなります。
- その結果として、夢を持って子どもたちに接する子育てができにくくなり、場合によってはネグレクトや虐待、家庭内暴力（DV）にさらされる子どもの増加となって表れてきます。未来ある子ども・若者にとって、経済格差が教育格差、就職格差となり成人期においても貧困状況が持続し、人生の長い期間にわたり社会的に不利な状況が累積されることは、避けなければなりません。そうならないように、予防的視野に立った切れ目のない相談支援体制を確立することが必要です。相談を基本とした包括的な支援体制を、地域の実情とニーズに応じて構築していくことが今まで以上に必要となります。



＜子育て教室の一コマ＞

注1 「生活困窮の結果、子どもたちが深く傷つき、若者たちが自らの努力では如何ともしがたい壁の前で人生をあきらめることがあってはならない。それはこの国の未来を開く力を大きく損なうことになる。次世代が、可能な限り公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。」としている。

3 現状と課題そして目指す方向

(1) 現状と課題

- 子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化し、不登校、高校中退者、ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者の問題が深刻になっています。また、児童虐待、貧困などの連鎖や人間関係の希薄化などで、家族に頼りにくい状況も生じています。
- こういう時代だからこそ、子どもや若者が安定感や安心感を実感する様々な「居場所」が求められます。「立ち止まって考え、心を休ませる」「目標を持って一歩を踏み出す」など、安心と愛情と豊かな人間関係で支えられることが必要です。子どもや若者が、夢を持ち、かけがえのない自分を生きることがを支援する仕組みと居場所を確保するためには、相談業務の充実を図ることが重要です。
- 子・若センターが設置されて以来、0歳～39歳までのすべての子どもや若者の健やかな成長支援を目指し、相談や自立の取組を進めて迅速に対応し、多方面からの期待と要請に応えるために、総力を挙げて取り組んできました。
- 社会情勢や家庭環境が予想以上に大きく変化し、子・若センターに期待される役割が一層増えていることから、子・若センターの取組の経緯、成果や課題を踏まえた上で、今後の子・若センターの在り方について次のような検討をしました。

①相談体制の充実

- 不安や悩みがあったら相談することは当たり前のことのようにですが、当事者にとっては実は難しいことなのです。「どこに相談すればよいのか分からない。」「相談したくても所定の時間に行くことができない。」「相談しても何も変わらないのではないか。」など多くの不安を抱えてしまいがちです。相談者の心や思いを十分に理解し、常に相談者の側に立った相談支援体制を充実させることが重要です。
- 「もし相談に来てくれたら、救えたかもしれない。」「思い切って相談してとても楽になった。」など様々なケースが報告されています。不安や悩みを持っている子ども・若者及びその家族を「独りぼっちにさせない」ことが重要です。相談支援を安心・安全を確保して命を大切に作るセーフティネットとして機能させることが重要です。
- 相談業務の対象範囲が広く、問題の背景が多岐にわたることから、子・若センターの業務の中核である相談体制の充実を図り、ニーズに応じた実効性のある取組を進めることが重要です。

②高まる家族支援へのニーズ

○社会情勢の変化に伴い、愛情が注がれるべき子ども期が不安定になり、子育ての基盤であるべき家庭が脆弱化していると言われています。貧困と虐待が連鎖するケースも多く、学校や園では、その発見と対応に苦慮している実態があり、家族に対する相談支援対策が急務となっています。

③子ども・若者の「リスタート^{注2}」の支援

○義務教育期に不登校になり、高校進学後も不安や悩みから不登校になったり中途退学したりするケースが見られます。このような児童生徒への相談支援体制がこれまでは十分にできていない、あるいは若者の引きこもりやニート等の実態が把握できていなかった実情があります。

○問題を抱える子ども・若者があきらめることなく自信を持って自立し、社会参加していく「リスタート」支援する体制が必要になってきます。



注2 特定非営利活動法人発達支援研究センター作成の不登校や中退、引きこもりなどから再出発を目指す若者を支えるガイドブック「Andante」参照

(2) 施策の方向性

①「セーフティネット」としての相談体制の充実

- 困難を有する子ども・若者及びその家族の支援に重点を置き、ニーズに応じた実効性のある取組を推進します。
- 子・若センターの教育相談員を核として、県の SC（スクールカウンセラー）（※）や市の SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）（※）の有効活用を図り、学校との密接な連携を通して効果的な相談支援体制づくりを推進します。

②「つなぐ」「寄り添う」ことを重視した切れ目のない支援

- 子どもは、安心できる環境で愛情を持って育てられることが何よりも大切です。初期の親子間の愛着形成が、その後の安定した発達・成長に重要な影響を及ぼすことが明らかになっています。多様化・複雑化する生活環境の中で、子どもから青年期までのライフサイクルを見通して、学校、関係行政機関、他の相談機関、医療機関と連携し、「つなぐ」、「寄り添う」ことを基盤とした迅速な支援を目指します。

③予防的視点や早期の相談支援体制づくりの推進

- 子どもや若者が困難を抱える状況に追い込まれないように、早期対応や徴候が現れた初期段階での対応など、予防的視点を取り入れた早期支援体制の充実を図ります。
- 相談者の立場に立ち、相談時間や方法など相談しやすい仕組みを工夫します。

④問題を抱える子どもや若者の居場所づくりとリスタートを支える仕組みづくりの推進

- 不安や悩みで子ども・若者が孤立しないように、相談しやすい環境や交流ができる環境をつくとともに学習や実習ができる環境をつくるなど居場所の充実を図ります。
- 人生の一時期悩むことがあっても、再度第一歩を踏み出す勇気を持って子どもや若者がリスタートできるように、関係者、関係機関、行政がそれぞれの持ち味を生かして支援できる市民ネットワークの構築を目指します。

⑤相談員の能力向上と相談スタッフの育成

- 相談支援体制は、一朝一夕にはでき上がりません。子ども、若者、家族の悩みなどに対する的確な対応ができるように、相談員の専門性に係る研修の充実を図り能力の向上を目指します。
- 福祉、心理、教育、医療、司法など様々な専門性をもった地域の人材活用を図るとともに相談スタッフの育成を計画的に行います。



4 2つの基本方針と12の重点施策

基本方針1 3つの相談窓口（子ども相談，若者相談，家族相談）を機能させ，セーフティネットとしての相談体制を充実させる。

施策 1-1	・学校及び学校教育課との連携を密にし，ケースに応じた教育相談を行う。複雑なケースでは，他の関係機関とも連携し，問題解決だけでなく，「かかわり」「寄り添い」ながら「継続」するきめ細かな教育相談を推進する。また，予防的視点での教育相談の充実を図る。
施策 1-2	・長期的な視点に立った相談支援や子・若センターでの支援を希望するケースにも対応するため，子どもの「居場所」の充実を図る。
施策 1-3	・若者相談窓口が子・若センターにあることを周知し，ニート，引きこもりなど困難を有する若者の実態把握と相談ニーズ把握に努める。
施策 1-4	・若者が孤立しないように，個別訪問による支援や交流の場となる安心して過ごせる若者の「居場所」の充実を図る。
施策 1-5	・若者の自立の状況やそのニーズに応じて，進学や就労に結びつく社会的な自立支援など，若者のリスタートの支援体制づくりに努める。
施策 1-6	・困難を有する子ども・若者の親や家族への相談・支援の充実を図る。
施策 1-7	・家庭教育支援員やその体制を効果的に活用し，学校等において計画的に家庭教育支援を行う。

基本方針2 市役所各課や関係機関及び医療機関の専門性や特性を活かし，相談を「つなぐ」「寄り添う」など相談者の実態に合った包括的な相談支援体制の充実を図る。

施策 2-1	・乳幼児期，義務教育期，青年期の「縦の連携」及び関係部署，関係機関，医療機関との「横の連携」を図り，問題の軽減・解消や包括的な支援体制づくりを図る。
施策 2-2	・南魚沼市子ども・若者支援地域協議会の継続開催と地域におけるネットワークづくりを一層推進するとともに，子ども・若者育成支援の実態を捉え，その在り方を吟味し，他機関へつなぎやすいものにする。
施策 2-3	・オープンな姿勢を重視し，市民が気軽に相談できるよう相談・支援業務の周知を図る。
施策 2-4	・祝祭日，休日や午後5時以降の相談など，柔軟な相談日時の設定や相談しやすい方法の工夫に取り組む。
施策 2-5	・相談現場に従事する人材の育成・確保に努め，相談体制の充実を図る。

5 計画推進に当たって

教育相談の充実に向けた計画の推進に当たって、次の点に留意します。

- 社会情勢の変化の中で、子育て環境も大きく変化していることから、セーフティネットとしての相談体制の充実が必要です。現実を見据えた中でスピード感をもった対応を目指します。
- 予防的措置や初期段階における対応は、問題が起こってからの対策以上に成果があります。市民への相談窓口の周知を図り、子ども・若者及びその家族の未来を大切にした相談支援を目指します。
- 現在、子・若センターで所轄している業務の再点検を行い、相談・支援業務を更に充実させていく方向で検討しています。

6 次期計画策定に向けて

- 今回の計画は、子・若センター設置後初の育成支援計画であり、現状での課題の洗い出しと目指す方向性を示すことを中心とした計画になっています。
- 社会情勢の変化が進む中で、家庭生活や子育てに関するこれまでにはなかった新しい不安や悩みなどの複雑な問題が発生しており、今後ますます増えることが予想されます。命にかかわること、子どもの成長・発達にかかわること、虐待等の暴力や家族の絆に関わることなどに迅速に対処するシステムをつくることは、市の未来を支える人づくりの基盤です。
- 児童相談所の機能の見直しやフリースクールの法制化の審議開始など、子どもを取り巻く環境は今後も大きく変化しそうです。市としての総合的な相談支援体制の確立を目指すとともに、次期計画の策定に向けて課題を明らかにしていきます。



<子育て教室におけるミニコンサートの一コマ>

V 家庭教育編



<清流魚野川>

V 家庭教育編

- 家庭教育の重要性は、今更言うまでもありません。市として様々な支援をしますが、基本的には各家庭が行うものです。I章からIV章のように計画として示す性格のものではありません。以下の座談会及び対談の内容からポイントになりそうな箇所を各家庭が読み取り、実践してほしいと願っています。その意味で、この章は「推進」の文字を付けず、「家庭教育編」としました。

1 家庭教育の重要性を語る座談会

- 家庭教育は、子どもの生き方に関わる土台となるべき重要な役割を担っています。基本的な生活習慣、善悪の判断、人間関係構築の基礎、公共心などの生きていく上で必要とされる資質は、乳幼児期から徐々に育まれ、その後の園・学校生活や社会生活を営む上で欠くことができないものです。
- 教育基本法第10条では「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とされています。
- 市教育基本計画を策定するに当たって、各部会が複数回の会議を行った中でも家庭教育の重要性が再認識されました。これを受けて、平成27年9月29日に各部会の担当者が集まり、家庭教育の重要性を語る座談会が開催されました。

座談会出席者

A校長（以下：Aと表記）、B校長（以下：Bと表記）、C行政担当者（以下：Cと表記）、
D校長（以下：Dと表記）、E教育委員（以下：Eと表記）、F校長（以下：Fと表記）、
G行政担当者（以下：Gと表記）、H行政担当者（以下：司会と表記）

司会：市教育基本計画の策定会議では、家庭教育の役割の重要性が共通の話題になりました。本日は、計画策定の担当者からお集まりいただき、それぞれの立場で家庭教育の重要性や家庭教育に期待することを話します。皆様よろしくお願ひします。

いじめや不登校の問題がなかなかなくなり、いじめによって自ら命を絶つ子どものことがニュースで報じられると心が痛みます。最初に、「安全・安心で、活気に満ちた学校づくり」の視点からA校長のお考えをお聞かせください。

A：●子どもの健全育成には家庭の協力が不可欠

いじめ防止基本方針に基づいて、いじめや不登校の防止に努めている学校の取組だ

けでなく、家庭にも協力していただくことがいじめや不登校をなくし、子どもたちが健全に成長するための近道です。家庭教育に2つ望みます。

●レジリエンス <家庭がやるべきこと>

1つ目は「レジリエンス」を高めることです。レジリエンスとは、「困難な状況にもかかわらず、しなやかに適応して生き延びる力」のことです。県外のある学校は、不登校発生率が全国平均の2倍以上という異常事態でした。その学校の校長が学校と家庭が協力してレジリエンスを高める取組をした結果、数年後に不登校がゼロになりました。その例を紹介します。家庭がやるべきこととして以下を挙げています。

①子どもをほめて育てる。②「決まった時刻に、好き嫌いなく、楽しく食べる」「決ま

った時刻に寝て、決まった時刻に起きる」「規則正しい排泄」などの規則正しい生活をさせる。③約束（規則）を守る。例えば、「宿題は必ず家でやらせる」「挨拶をする」「時間を守る」「話を聞く」「掃除をする」などを家庭の中でやらせる。④自分の思いは自分の言葉できちんと言わせる。⑤ストレスのない生活はない。ストレスに打ち勝つことが成長であることを親は理解すること。⑥学校は行かなければならない所であることを子どもにしっかり教える。体調が悪い時は病院に行かせる。寝ていれば治るのではない。学校に行くか休むかは子どもに判断させるのではない。などです。

●レジリエンス <学校がやるべきこと>

学校がやるべきこととしては、①分かりやすい授業をすること。②学校は学習の場であり鍛錬の場であること。本質的にただ面白い所ではなく、自分の成長を見いだすところに面白さを求める場所であることを自覚すること。③「優しさの虐待」、ここで言う優しさとは「無理をさせない、強制しない、嫌なことをさせない」ことであり、こういうことをやり続けることは子どもには何のプラスにもならず、成長を妨げるある意味「虐待」となってしまうことを自覚すること。

以上のことを家庭や学校でやっていくことによってレジリエンスが高まり、結果的に不登校がゼロになったとのこと。誰しもストレスを感じる時代ですが、それに潰されるのではなく、はじき返していく力が必要なのです。

●親も人権感覚を磨くこと

2つ目は、保護者自身が人権感覚を磨くことを期待します。学校で発生する「ズボン下ろし」は、単なる遊びで片付けられず、ともすれば命にかかわる重大事件です。しかし、中には、「それくらいいいじゃないか、遊びなんだから」という程度の認識の親が時々いるそうです。また、ブログなどインターネット上に自分の子どもの様々な動画や写真を載せる親がいます。画像や写真は、一度インターネット上に載せると世界中に拡散する危険性があり、消去することが不可能だと言われています。自分の子だけでなく、その友だちが写っている場合は、特に注意が必要です。投稿したことが思いや

りに欠け、人権感覚に欠ける行動になっていないかどうか確認することが重要です。個人情報載せることは加害者にも被害者にもなり得るのです。

以上、レジリエンスを高めることと人権感覚を磨いてほしいという2つが家庭教育に期待することです。

司会： ありがとうございます。次にB校長にお聞きします。意欲を高め、確かな学力を育成する教育推進の視点から家庭教育についてお考えをお聞かせください。

B： ●学習の質を高めるためには、家庭の協力が不可欠

学力向上については、学習意欲の継続と継続の点から、学校には「主体的で自立的な学習習慣づくり」と「学習の質的向上」が求められています。しかし、学校はどちらかというと量的に学習時間を増やすことに力を入がちです。これからは学習の質を高めることで児童生徒の学ぶ意欲を継続していくことが求められます。それには、学校の取組だけでなく、家庭の協力が不可欠です。

●親の背を見て子は育つ（言語環境、子と接する時間、情緒の安定）

自立的な学習習慣、つまり学びの意欲を継続するためには、家庭で多くの時間を過ごす0歳から6歳までの期間が非常に大きな意味を持ちます。言語的な環境としては、親から子どもへの温かく質の高い言葉かけや読み聞かせなどを通して子どもたちの豊かな言語能力（言語感覚）を育むことです。感情をコントロールできない子どもは、学習のブレーキになります。自分だけでなく、周囲への妨害にもなります。ある人が「怒りをコントロールできないことが世代を超えて伝播している。」と言っています。親の感情が子どもの感情に影響を与えます。親の感情や表情は子どもの情緒安定につながります。また、家庭生活の中で映像が多いか、活字が多いか、親自身の読む習慣（読書習慣）や書く習慣も重要な要素です。さらに、規則正しい生活習慣は決まった時間に机に向かう学習習慣にもつながります。「何をすると叱られ、何をするとほめられるか」という親の価値観も学習習慣に影響

します。

●仕事や体験をきちんとやる子、苦しくてもやり抜く子は、自ら学習する

一方、非言語的環境として、家庭や地域で子どもたちが仕事や体験などをきちんとやることも重要です。仕事や体験は、子どもたちの根気や創意工夫を育みます。

昔は、子どもが家や地域でやる仕事が決まっていました。最近では、何かをしたら小遣いをもらえるという損得勘定でしか動かない子どもが増えているそうです。多少苦しくても自分で考えて切り抜けていく姿勢を持つ子どもは、しっかりと勉強にも取り組みます。

これらは、「見えにくい学力」と言えそうです。「子どもが勉強しないので困ります。」ではなく、子どもが勉強する環境を作ってこなかった大人にも責任があるのです。

以上をまとめると、「(時間や行動を自らコントロールして行う)家庭学習の習慣」「(損得勘定ではなく、自分の時間を人のために使えるかという)手伝いの習慣」「我慢する習慣」などが質の高い学習活動につながり、学力向上につながると言えます。本来勉強は一人で(孤独で)行うものです。子どもたちが将来一人で自立的に勉強していくためには、家庭教育に頼るところが大きいのはこのような理由です。

司会： B校長の話も、「規則正しい生活」「我慢が必要」という点でA校長と共通する部分が多かったように思います。次に、様々な問題を抱える子どもたちや保護者の相談業務に当たっているCさんのお考えをお聞かせください。

C： ●規則正しい生活習慣は、家庭でしか身に付かない

今までのお二人の話と共通しますが、家庭での規則正しい生活、例えば 早寝、早起き、朝ごはんをしっかりと食べる、そして、親子がコミュニケーションを図りながら食事をするのが大切だと考えます。8月に開催された市PTA連絡協議会主催の子育て講演会で講師を務めた文教大学の先生は「きちんと睡眠をとることが賢い脳を育てるためには欠かせない。ただ寝るだけでなく、人間は昼型の動物なので早寝、早起きが大切だ。」と話していました。

切だ。」と話していました。

●センターが実施している家庭教育支援の取組

子ども・若者育成支援センターは、義務教育期の児童生徒への「子ども相談(教育相談)」, 義務教育修了後から39歳までの若者への「若者相談」, 「家庭教育支援」を中心に相談業務を行っています。

家庭教育支援についてお話しします。市内の5つの学校内に設置している「家庭教育支援チームだんぼの部屋」では、「しゃべり場サロン」を開設し、親同士が交流する中で子育てに対する不安解消を図る場を提供しています。「だんぼ学習会」では、子どもが安心する親の関わり方などの講座も開いています。他には、「学校支援地域本部はなさき」や「心豊かな子育て教室(青少年育成市民会議に委託)」などの活動も行っています。

子どもたちが多くの時間を過ごす家庭の役割は大きいのです。しかし、親自身が経験したことがないことを子どもに教えるのは難しい面もあります。先ほどお話しした「だんぼの部屋」には、親とのスキンシップが足りず、支援員とのふれあいを求めてくる子どもたちもいると聞いています。(親自身が忙しくなり時間の確保が難しい時代ではあるが)親子ができるだけ多くの時間を一緒に過ごしたり様々な体験を共にしたりすることが大切です。学校や園及び地域の行事に親子で参加することも重要です。

「だんぼの部屋」の親子料理教室や親子もの作り教室などは、親子のスキンシップを図っていただきたいという思いで運営していますので、ぜひ参加していただきたいと思います。「相談機関へは敷居が高くて行きにくいと考えている親も多いのではないか」という声も聞こえてきますので、親への宣伝活動や教室に参加しやすい雰囲気づくりを工夫して、たくさんの親が参加できるようにしたいと考えています。今後ますます重要になる家庭教育を支援していきたいと思います。

司会： ありがとうございます。親として子どもをどのように教育したらよいか、親同士が交流したり悩みを相談し合ったりする場を提供している様子がよく分かりました。子どもたちの健全な成長のために家庭教育

が果たす役割が非常に大きく、教育に親をいかにして巻き込んでいくかということが重要だということだと思えます。

次に同じく子ども・若者育成支援推進編に携わったD校長にお話しをお聞きします。

D : ●子・若センターの意義

最初に、今回策定された市教育基本計画についてお話しします。平成23年度に子・若センターが設置され、相談支援の重要性が認識されたことは大きな意義があります。困り感を持った子ども・若者、その家族に対する不安や悩みの軽減や解消、不登校の子どもに寄り添った相談支援、社会的自立を目指す若者支援の場として、大きな役割を果たしています。命の大切さを基盤とする相談支援の重要性及び変化の時代に対応した相談体制づくりがこの計画の中にきちんと記載されたことは、学校現場としても大変ありがたいと思っています。困ったときに「助けて！」と言える仕組みがあることは大切なことです。不安や悩みを一人で抱え込んだり周囲から孤立してしまったりせず、「一人で悩まなくていいんだよ」という多様な相談の場や機会を作ることが命を大切に社会を実現するベースになります。それが今回のセーフティネットとしての相談の重要性だと受け止めています。

●温かい家庭で育った子はプラス面を多く持つ

私は、「学校に来てくれてありがとう」といつも笑顔で子どもたちを迎え、子どもたちが安心して過ごせる学校づくりを心がけています。子どもたちは無邪気で素敵な笑顔にあふれています。こうした子どもが育つベースには、温かい家庭の存在が欠かせません。しかし、忙しい毎日の中で、親にも余裕がありません。我が子とコミュニケーションをとりたくてもできない場合があります。一方、家庭での対話やしつけなどに戸惑いや息詰まりを感じて、一人で悩んでいる親も多くなってきています。

文科省の家庭教育支援に係る調査によれば、「朝食を食べる時に家の人と会話をしている子どもの多くが、『自分のことが好きだ』『ルールを守って行動している』『学習に興味・関心が高まり学力が向上している』というプラスの回答をしている結果が出ています。また、学年が上がるにつれて「何で

もないのにいらいらする」と回答する子どもの割合が高くなっています。テレビ、ゲーム、スマホなどの情報機器との接触時間や睡眠の質などが関係していると考えられます。温かい、優しいだけでなく、だめなことはだめ、制限すべきことはきちんと制限するという姿勢も忘れてはいけません。

●家庭教育支援はチームで

子育てに必要な知識、意欲の向上、子育ての悩み、不安、孤立感の解消などの家庭教育支援は、学校、子・若センター、子育て支援課などがチームで当たることが重要です。今後の支援の方向性を市教育基本計画の実施と併せて検討しなければならないと考えます。

司会： 規則正しい生活習慣、温かい家庭が家庭教育の土台になるということ、そして、市としての支援方法の点からのお話しでした。次に、E教育委員からお話しいただきます。日頃から幼児教育に携わっている立場から、家庭教育に関するお考えをお聞かせください。

E : ●朝ごはんを食べる子と食べない子では大きな差が出る

幼児教育は、人格形成の基礎を培うことを目的としています。家庭教育の重要性と結びつけてお話しをします。子どもの生活習慣は、親並びに家族が身に付けさせるものであると考えています。今から10年ほど前に幼稚園の研究大会があり、幾つかの園に協力を依頼してデータを取ったことがあります。そのときにはっきり分かったのは、「夜寝るのが遅い子は起きる時間が遅く、朝ごはんを食べない子が多い。夜食を食べるせいか肥満傾向があり、虫歯が多い」ということです。また、園児たちに万歩計を付けて運動量を調査しました。早寝早起きができ、朝ごはんを食べている子は平均すると1日に17,000歩前後動いているのに対して、生活習慣の乱れがある子は、1日に3,000～4,000歩しか動いていなかったのです。朝ごはんを食べる子と食べない子では明らかに運動量が違うという結果が出ました。さらに、テレビやゲームなどのメディアに接触している時間が生活習慣の乱れがある子は平均して2時間以上長いことが分

かりました。

●子どもが小さいうちに正しい生活習慣を

こうした現状を改善するためには、園だけで何とかなるものではなく、家庭できちんとやってもらうしかないのです。初めての子どもが0歳児または3か月児などで入園する歳に親に話すと親は変わってくれます。親には変われる親と変われない親がいます。つまり「可塑性^{注1}」が違うということです。初めての子育てだからどうしていいかわからない親と、すでに子育ての経験があつて「自分はこうする（こうしてきた）ので変えたくない」という親と極端です。変われる親に、「早寝早起きの大切さ」「朝ごはんを食べることの大切さ」「スキンシップの大切さ」「抱っこするときに声を掛けることの大切さ」「子どもの目を見て話すことの大切さ」などを伝えるときちんとやってくれます。そうすると子どもの生活習慣は、どんどん変わってきます。

遅くとも5歳くらいまでにだいたいの生活習慣（リズム）や人間関係の基本的な信頼感ができてきます。それができている子とできていない子では後々大きな違いが出てきます。幼児教育ではそのところを特に大切に扱っていきたいと考えますし、親にもぜひ理解していただきたいところです。「親からの相談は園や学校だけで対応できるものではありません。市全体でどのような相談体制をつくるのか」ということが重要になってきます。いろいろな相談場所があるということがお互いに助け合えるということにもなり、親に対するフォロー体制を今後も整備する必要があると考えます。

●幼児教育の重要性

次に幼児教育の重要性についてお話しします。幼児教育で重要なことは、今ほどの規則正しい習慣に加えて、自分だけでなく他人との関係の中で生活していることを知りながら育っていくことです。「自分らしく生きること」と「周囲の人と共に生きる」ということを言葉だけでなく体験を通して知っていくことが重要です。時には言い合いやけんかもあり、遊んでいたおもちゃを

取った取られたというトラブルもありますが、周囲との関係を考える場にもなります。

生活習慣と共に大切なことは、良いことをしたときは認めてほめること、悪いことをしたときにはきちんと叱ることに自信をもってやってほしいと思います。大切なことはバランスの取れたほめ方と叱り方です。擁護（子どもを守ること）と教育（しつけ、生き方、勤勉さ）は親の役目であることを親自身が自覚して子どもと接することにより、子どもが小学校、中学校と進むにつれてしっかりした子に育ってくれます。

●口の出し過ぎや放任には注意すること

一つ注意しておきたいのは、幼児期に「良い子」だったのが中学生位になって急に爆発するケースがあります。思春期として片付けるのではなく、親の「口の出し過ぎ」か「放任」のどちらかが原因になることを親は自覚しておく必要があります。偏りのある接し方でなく、「擁護」と「教育」のバランスを常に考えてほしいものです。

以上のことから、市教育基本計画では、「園における生活の全体を通じて、幼児が様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連をもちながら生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを育てること」を幼児教育の目標として掲げました。

司会： しつけは「つ」の付くうち、つまり9つ（9歳）までに、と言われることが実感として分かり、幼児教育がその後の教育の土台になることの意味がよく分かりました。ありがとうございました。

次はF校長にお聞きします。平成25年度に開校した総合支援学校が市内の特別支援教育の中核になるとともに小中学校の特別支援学級の在籍児童生徒の数が年々増加している現状の中で特別支援教育の視点から家庭教育の重要性についてお考えをお聞きします。

F： ●今後ますます重要になる特別支援教育

特殊教育と言われていた時代には、何かしらの障害のある児童生徒が全児童生徒の2～3%と言われていました。特別支援教育と名称が変わり小中学校の通常の学級に発達障害等が疑われる児童生徒が約6%在籍することが分かってきました。最新の報

注1 外からの力を加えて変形させ、その力を取り去っても形が変わらない性質。ここから物事の変わりやすさを表す。

告によると、何らかの障害のある児童生徒は10%近いと言われており、義務教育段階の児童生徒の10人に1人が発達障害等の何らかの障害を抱えていると言われていています。こうした状況から特別支援教育に対する必要性は今後ますます大きくなることが予想されます。南魚沼市内の特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒の割合は全国平均の約2倍であり、南魚沼市が保護者の意向を尊重した形で大変手厚い支援をしていることが分かります。

総合支援学校は平成25年度に開校しました。私は今まで校長として13年間、特別支援学校4校に勤務してきました。それらの経験の中で痛切に感じることは、障害の重い軽いを問わず、学校卒業後の社会適応がうまくいく子どもは、保護者が早い段階から我が子の障害を前向きに受け入れ、学校や支援者としてしっかりした関係を築いているということです。また、家庭内でも、親だけでなく、祖父母、兄弟・姉妹が障害のある子に理解をもって接していると、その子は家庭内で居場所や役割があります。そうした家庭は、授業参観やオープンスクールに家族で来校します。学校が障害のある子どもたちのために全力で取り組むことは当然なのですが、障害に対する家族の理解と協力はそれ以上に大きな意味があります。

次に、障害のある子どもにとっては、家庭教育が特に大切であることを小学校の教育課程と総合支援学校の教育課程との違いからお話します。

●基本的な生活習慣は就学前の家庭教育で身に付いていることを小学校は前提にしている

小学校に入学すると、教科中心の学習が行われます。時間割の中に身辺自立（基本的な生活習慣）の時間や社会性・対人関係を学ぶ時間や職業学習の時間は設定されていません。基本的には就学前の家庭教育で基本的な生活習慣などを習得してから入学してくることを前提にして小学校教育は成り立っているわけです。

●総合支援学校は特に学校と家庭の連携が欠かせない

総合支援学校小学部が小学校の通常の学級と大きく異なるのは、日常生活の指導・生活単元学習等を教育課程の中心に置いていることです。中学部も同様に日常生活の

指導や生活単元学習に力を入れています。障害のある子どもは就学前に習得されるべきものが習得されていない場合が多いのです。様々なことを習得するのに長い時間がかかるのです。ですから、学校だけでなく家庭でも一緒になって基本的なことを習得させてほしいのです。これが特別支援学校と家庭の連携が特に欠かせない大きな理由です。障害のある子どもには、一人一人の個別指導計画を作成して指導に当たっています。この計画の作成で最も大切な点は、親と学校が共同で作成するという点です。これも学校と家庭が協力して障害のある子どもの教育に当たる必要があるからです。

小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒にも程度の差はあったとしても同様のことが言えます。保護者との情報交換を密にしながら、子どもにどんな力を身に付けることが必要なのか、そのために学校と家庭でどのような取組をしていくのかということを通理理解して子どもの成長のために共に取り組んでいくことが重要です。

●家庭教育の課題・家庭教育に期待すること

身辺自立・基本的な生活習慣に関することでは、食事、排泄、衣服の着脱、家や部屋の掃除、物の整理整頓や記名、家族の一員としての役割（家の手伝い）、言葉遣いなどはどの家庭でも必ずやってほしいことです。次の4点は障害の状態や家庭環境にもよりますが、可能な範囲でぜひやっていただきたいことです。

①子どもに多様な経験をさせること

できなくてもいいから、失敗してもいいから子どもに多様な経験や体験を積ませることは、社会性や心の豊かさを育てることにつながります。これは障害のない子にも言えることです。

②子どもの障害を受容し、ありのままの子どもを受け入れること

小中学校にも言えますが、子どもの現状を正しく見ることができない保護者が見受けられます。子どもが精一杯やっても「だめ、きちんとできていない」と子どもを過小評価する親、「こんなはずではない、もっとできるはず」と過大評価する親など様々です。子どもの障害を受容し、ありのままの子どもを受け入れることができないと、高等部卒業期に就労で行き詰まること

が多いようです。

③子どもの長所をほめること

自尊心、自己有用感などが低い子どもが増えています。特に障害のある子どもたちは、障害があるために大人が期待する行動ができないため周囲の大人に叱られてきた経験をしています。欠点を責めるのではなく、長所やよさに着目して子どもをほめる、その場でどうしたらいいのかを理解できるような言葉がけをすることが重要です。この時、注意したいのは、「何をほめられているか」「何を叱られているか」が分かるように話すことです。

④祖父母や兄弟姉妹との関わりが大切

家庭教育では、家族全体で急がず時間をかけて障害のある子どもの教育に当たることが重要です。特に大家族のなかでは、祖父母の障害に対する理解や障害の受容、兄弟姉妹の理解や協力が不可欠です。

司会： ありがとうございます。特別支援教育の難しさと重要さがよく分かりました。最後になりますが、行政担当のGさんです。幼児期、義務教育期の子どもに限らず、南魚沼市民の生涯学習及び社会教育全体に関わる立場から家庭教育に関するお考えをお聞かせください。

G： ●親と子のふれあいで行う「子育て」と市行政が行う「親育て」

生涯学習の立場から見たときに2つのポイントがあると考えます。

一つ目は、「子育て」「親育て」ということです。子どもたちの個性尊重が重視され「自由保育」がもてはやされた時期がありました。その中で、子どもたちは自由に遊び回って先生の話は何も聞かない、親も注意しないという状況が見られました。これは、自由保育の本質的な理解が十分ではなかった場合の極端な例かもしれませんが、小学校で見られた学級崩壊の一つの原因だった可能性があります。個性を尊重することと集団の中で生きるための基本的なしつけは別物です。

家庭の大切な役割は、子どもに朝食をきちんと食べさせること、生活リズムを作らせることです。皆さんがここまで話してきたことと同じです。子どもの人生の土台

は家庭教育で培われるのです。また、手伝いをさせることが大切です。家の中での役割や親の仕事などをきちんと教えたいものです。

最近気になるのは、映像を見せるだけの子育てをしている若い母親が多いことです。子どもは画面に集中して無言でいい子になっている間に家事をするといういかにも効率的な子育てに見えます。しかし、市立図書館で開催している「絵本の部屋」には多くの方から来てもらっていますし、平日の「本の読み聞かせ」もやっていますので、もっと市立図書館を子育てに活用していただきたいと思います。図書館まで足を運ばず家でもできます。じっと動画を見せるだけでなく、子どもと一緒に会話をしながら何か活動することを小さいうちから続けることが大切です。そのためには、そういうことができる親を育てること（言わば「親育ち」）が大切になってきます。今後、社会教育課で取り組んでいきたいと考えます。

●「学びの循環」家庭と地域はセットである

二つ目に家庭と地域はセットだということです。家庭の教育力が落ちているという声をよく聞きますが、地域の教育力も落ちていると感じます。今回の教育基本計画の中で、「学びの郷南魚沼プラン」を提案し、「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」をキャッチフレーズにしています。「学びの循環」を大きなテーマにしていきます。学びの循環とは、自分が学ぶだけでなく、自分が学んだことを次の世代に伝えていくこと、また、家庭の中だけでなく（地域の行事や子ども会を通して）地域の中で伝えていくことを表します。その結果、地域の教育力がより高まるものと考え、行政としても今後更に力を入れていきます。大げさに考えなくとも、登下校する子どもたちに声掛けをするといった日常の取組が地域の教育力を高めることにつながり、地域と子どもたちの距離を縮めることになります。

司会： ありがとうございます。家庭と地域のつながりが薄くなったと言われる昨今ですが、子どもは社会の中で生きることを考えると地域の教育力は大切な要素になります。これで、出席者全員からお話しを聞くこ

とができました。時間もなくなってきましたが、今までのお話を聞いて、ここからは自由に発言していただきます。

B： 様々な問題を抱えて悩む子どもたちの家庭には親がいます。その親も実は子どものことを心配して悩んでいるときがあります。学校で発生した問題を親につきつけるだけで親が変われるわけではありません。親の悩みを受け止め、助言する場として学校や子・若センター、その他の機関での相談によって、「知らなかったことを知る、あるいは、思い込んでいたことを学び直す」ことが可能になります。つまり、物の見方が変わった時に人は変わることができます。

F： 初めての子育てのときほど親は変わると先ほど話しました。小さい子の成長は速く、発語が見られる、歩行が始まる、おむつが取れるなどあつという間です。こうした変化を見ながら親は子どもに愛情を持ち、共感し、子どもが出す様々なシグナルを受け止めることができるようになってくるとともに親としての育ちができてきます。これまで家庭教育の重要性の中で自立心や基本的な生活習慣、健全な発達などの話題が出ましたが、これらは親自身にも当てはまるのではないかと思います。子どもの頃、家の手伝いをよくしていた、仲間と野原を駆け回って人と触れ合う経験が多かったという親は大変さや楽しさを実感しているため、状況に応じて変われる可能性が高いのです。

A： ある児童の祖父から電話をもらったことがあります。「孫が学校の鉄棒の練習で手のひらに豆を作ってきた。学校はそこまでやる必要があるのか。」とのことでした。「よくがんばったな。」という対応を家でしていれば、「がんばったことをほめられた。がんばることはいいことなのだ。またがんばろう。」となります。しかし、苦情を入れるということは、「文句を言ってくれるということは、明日はもうがんばらなくてもいいかもしれない。苦しいことはやらなくてもいいのだ。」となってしまう危険性があります。この方は、多少苦しくても子どもを伸ばすためには多少の負荷をかけるところが学校である（学校は基本的には鍛錬の場所であ

る）ということを認識していない可能性があります。子どもの前で保育園や学校の悪口を言うのではなく、正当な考え方を説くのも家庭教育の大切なところかと考えます。

司会： 家庭教育は、親だけでなく家族が一丸となって子どもを育てることが本当に大切なのだということを実感しました。また、先ほども話が出た「親育て」に市行政がどう関わっていくのかという課題の大きさも実感しました。変われる親が多くなるのが家庭教育の充実につながる事が分かってきましたが、実際には、様々な考え方の人がいるため、一朝一夕にすべての親が変わることは不可能に近いことです。しかし、充実した家庭教育と園・学校教育が車の両輪のようにきちんと役割を果たしていくこと、さらに、地域の教育力を高めていくことが大切です。

教育基本法では、家庭教育の重要性として、①生活のために必要な習慣を身に付けさせること。②自立心を育成すること。③心身の調和のとれた発達を図ること。の3つを挙げています。本日の座談会では、様々な立場からお話いただき、どの話もこの3つに関連していたように思います。南魚沼市の未来を担っていくのは子どもたちであり、その子どもたちが勉強したり様々な経験や体験をしていく環境を作るのは大人の責任です。よく学び、よく遊ぶ健全な子どもたちの教育のために今後も市として全力で取り組んでいきたいと考えます。本日はありがとうございました。



2 教育長と保護者の家庭教育に関する対談

- 家庭教育の重要性に関する座談会を受けて、平成27年10月26日に教育長、教育部長と保護者の代表者が家庭教育を語る対談が行われました。
- 「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである。」と法で規定されているものの、家庭環境は個々によって異なり、話題が広範囲に及ぶため、対談では、すべてを語り尽くすところまではできませんでしたが、今後の学校と家庭の在り方について多くの示唆を得る内容となりました。

対談出席者

保護者A（以下：Aと表記）、保護者B（以下：Bと表記）、教育長、教育部長、行政担当（以下：司会と表記）

司会： AさんとBさんから保護者の代表としてお出でいただき、家庭教育を語る機会を設定させていただきました。

家庭教育は、子どもたちの健全な成長の土台として大切な役割を果たしています。この対談では、親の立場として忌憚のないお話しをお聞かせいただきたいと思います。最初に教育長からお願いします。

教育長： 子どもは発達障害も含めて様々な特性を持っています。子どもが一番長く時間を過ごす場所は家庭ですので、家族が愛情をもって子どもを育てることが最も大切です。

司会： 市教育基本計画を策定するに当たって、各部会で共通して出された意見は、「家庭での規則正しい生活習慣が学力向上や豊かな心の育成の土台となっている」ということでした。

A： 規則正しい生活習慣が学力向上や様々なことに良い影響があることは当然のことだと思います。とは言いながらも、親は仕事があり、自分の時間をすべて子どものために使うのが難しい時代になっています。うちは子どもが5人いますが、子どもにずっと関わっていたかという自信がない面もあります。中学生になると子どもは父親にあまり細かいことは話してくれないこともあります。もちろん、だめなときはきちんと言いますが、私は、あまりうるさく言う

方ではありません。一番上の社会人になった子を例に挙げると、家庭だけでなく周りの人たちと関わりながら成長したことが大きいと感じています。お世話になった地域の人に感謝しているところです。

B： 何時に寝かせて、何時に朝ごはんを食べさせてという規則正しい生活を子どもにさせたいという理想はあります。うちは核家族で夫婦で働いていますので、親と子の生活サイクルが同じではないということが現実としてあります。親のペースで進めたいときに子どもが「今日は見たいテレビがある。」といった親子の駆け引きがあります。

学校からは「月曜から金曜は10時までには寝るようにしましょう。」と言われているので、それは家のルールとして守らせています。宿題がある場合は、「やりなさい」ではなく、「やるのが当たり前」という態度で接し、やることをやらずに遅くまで起きていたときは、朝早く起こしてやらせています。それでもやらない時は、「自分の責任だから学校で叱られなさい。」と言い聞かせています。子どもはこうすると親に叱られる（雷が落ちる）タイミングを理解しているようです。子どもに、「お母さんの雷が落ちることはストレスになっていない？」と聞くと、「家で叱られ慣れていないと、世の中に出たときに大変だから気にならない。」と答えてくれます。家庭で決めたルールを守られなかった時には、親としてきちんと注

意する、子どもも自分がどうして叱られているのかがきちんと理解していることが大切だと思います。最近、「だって」などの言い訳をする子どもがいます。自分の子どもには言い訳をせず、自分に非があるときは素直に注意を受け入れる子になってほしいと強く願っています。

家に子どもの友だちが遊びに来ると、玄関で靴を脱ぎっぱなしにする子や、きちんと揃えて入ってくる子など様々です。中には、おやつを食べた後、ごみを自分で持ち帰る子もいます。挨拶の仕方も含めて子どもの様子を見ていると家庭での躰の様子が見えてきます。そうした点から言うと、家庭教育の在り方は子どもの姿に直接反映されるので、家庭教育は重要だと考えます。

A： 家の手伝いのことで言うと、うちは子どもが多いせいもあって、風呂の掃除や食事の後の片付けなどを子ども同士で分担してやっているようです。最初は当然親からの働きかけが必要ですが、上の子どもを見ながら下の子どもは育つわけで、家庭環境を子どもが理解し、子ども同士でルールを決めるといふ姿が見られます。

司会： 家庭における規則正しい生活が家庭の中におけるルールに基づいていることが分かりました。家庭によって状況が異なるので、すべての家で同じ事ができるわけではありませんので、各家庭の状況に応じてルールを決めて取り組んでいくことが大切だと思います。子どもが家の中でやるべきことをきちんとやる、良いことと悪いことの区別をしっかりと判断できる、時には我慢をすることの大切を理解するなど今のお話を聞いていると、家庭教育が本当に重要な役割を果たしていることがよく分かりました。

部長： 子どもは親の姿を見て育つため、子どもは親の鏡だとよく言われます。自分が子育てをしていた頃は、今もお二人から話があったように、仕事が忙しくて子どもの躰も含めてきちんとやれたかという不安なところもあります。ただ、家には祖父母もいたので、親として直接関われない時には手助けをしてもらい本当に助かりました。最近は核家族の増加や勤務時間が不規則な仕

事に就いている人の増加などから、子育てが大変な時代になっていると言われていきます。子どもの生活時間帯とずれが生じ、子どもと接する時間が少なくなっている家庭が多くなっていることが大きな課題だと思います。本来「早寝、早起き、朝ごはん」などは学校が指導することではなく、家庭できちんと習慣付けるべきだと考えます。

A： 確かに日々の生活の中で子どもと接する時間は少ない面はあります。私は幸いにも日曜が休みなのですが、父母どちらかが日曜出勤の場合もあり、休みに家族がいつも一緒に過ごせるとは言い難い時もあります。

B： 冒頭に、子どもは家庭で過ごす時間が最も長いという話がありました。しかし、実際は、睡眠時間を除くと学校や保育園で過ごす時間が最も多く、家庭で子どもの顔を見ながら過ごす時間はそれほど多くありません。子どもは週末になると友だちと遊びたい年頃なので、土日のどちらか（又はどちらも）は遊びに出ていることが多いです。親と過ごす時間は、子どもが大きくなるにつれてだんだん少なくなることを考えると、家庭の状況によって異なりますが、乳幼児期から家族で過ごせる時間をできるだけ確保する努力を工夫することが大事だと思います。

教育長： 子どもにとっては、親に勝る者はないと思います。外の荒波の中で一日過ごして帰宅した子どもたちが、家に帰ってきて良い意味で甘えられるのは親だけなのです。子どもの性格や能力は一人一人まったく違いますので、それを1番よく知っている親の果たす役割は本当に大切であり、重大であるということを再認識しています。

B： 子どもがいろいろなことで学校でストレスを溜めたり頑張りすぎたりして疲れて家に帰ってくることがあります。そういうときは「家でリラックスをさせてほしい。」と学校の先生に言われたことがあります。逆に子どもが家でストレスを感じたときに学校でどうしているのかということが親には分かりません。学校と家庭の役割を考えると、親と先生の情報交換ということがす

ごく大切だと思います。

子どもをほめることが大事だと言われています。保育園の子は「あれができた。これができた。」と何でもほめることが多いのですが、高学年や中学生になると何をどうほめるのがいいのか迷うことがあります。例えば、何かの大会の結果をほめるとか、テストで良い点をとったのでほめるなど成果だけでほめていると、それができなくなったときにどうしたらいいのかなと思ってしまいます。本来はそれだけでなく、もっと別なほめ方があるのかと考えてしまいます。

司会： 子どもはほめられれば嬉しいと思いますが、自分の何を（どういうところを）ほめられているのかが分かるようなほめ方が大事だと思います。叱るときも同じで、何で自分が叱られているのかが分からないと子どもは理解できないことがあります。上手なほめ方と叱り方を学校だけでなく、家庭でも実践していくことが大切だと思います。人と比べてほめたり叱ったりするのでなく、その子ども自身が昨日できなかったことが今日はできるようになったことをほめるなどの工夫が必要ですね。

A： 確かに叱ることは簡単だけど、ほめることって難しいですね。

B： 学校でも家庭でも、子どもをよく見ていないとほめるべきところに気が付かないってこともあります。

教育長： 学校と家庭の役割を分けるだけでなく、両方が協力して子どものよさを見つけていくことが大事だということですね。そこに地域も入れて、学校、家庭、地域がみんな子どもを育てていくことが大切だと言われているのもそこに理由があるような気がします。

A： うちの子も、小さい頃、地域の方から「きちんと挨拶ができて偉いね。」とほめられたことをずっと忘れられなかったようでした。

B： どうしてもクラスの子や子どもの友だちと比べてしまうことがあります。そうする

と子どもはあまりいい顔をしません。誰かと比べて優れているとか劣っているとかという考え方がいじめに発展する危険性があると思います。

司会： 子どもは人と比べられることを嫌がりません。子ども同士でそういう見方を継続的にやってしまうと確かにいじめにつながるケースもあると思います。

教育長： 兄弟姉妹を比較することはどこの家でもありがちです。比較するのではなく、その子の中で良いところはほめ、直すべきところは注意するというにお互い注意していきたいところですね。

司会： 最後に、少し難しいことかも知れませんが、子どもの健全な成長のために、親として必ずやらなければならないことについて何かお考えがありましたらお聞かせください。私は、昔、少年野球の指導をしていたとき、人の子をあまり厳しく叱ることができなかったのも、自分の子が同じようなプレーをしたとき、わざと大変厳しい言い方で、大勢の子どもの前で叱ったことがあります。子どもには、それを根に持たれてしまい、後で考えれば失敗したなあという苦い経験があります。

B： 詳しいことはあまり分かりませんが、私は子どもが信じてくれる親になりたいと思っています。そして、親として子どものことを信じていきたいと思っています。やっていいことと絶対やってはいけないことなどは親として必ず言いますが、日常生活の中で母親が厳しく叱ったときに父親がそれをフォローしてくれるなど、バランスを取りながら子どもと接していきたいと考えています。

A： 相手が傷つくような言葉を発しない、つまり、相手の気持ちを考えた言動をとるよというはいつも言ってきました。

司会： 良いことにも悪いことにも興味を持ったり実際に行動してしまったりするのが子どもですから、親がそのときにどのような態度で接するのかということが1番大切だと

ということですね。悪いことをしてしまったときに、そのままにしておくのときちんと指導するのでは、その後の子どもの生き方が大きく変わってくると思います。親子の対話がポイントになりそうですね。

教育長：大人も子どもも様々なストレスを感じながら生きているわけで、家庭の中で、大人同士がストレスをぶつけ合うような姿を子どもになるべく見せないような配慮も必要かも知れませんね。

B： 座談会ではあまり触れられていなかったようですが、スマホなどのネット環境が今後大きな問題になってくると思います。これは子どもだけでなく、大人にも言えることであり、中毒的とも言えるネットの利用が会話そのものの減少につながってしまうことを心配しています。

教育長：メディアに接触する時間をコントロールしていくことが今後の大きな課題です。

部長： インターネットに掲載した画像や映像は世界中に拡散し、一度掲載すると削除するのはほぼ不可能だと言われています。警察も、自分の家の前に個人情報や張り出す家はないでしょうか？と注意喚起をしています。インターネットの利用は便利な反面、重大な危険性ももっていますので、家庭でも注意してほしいと願っています。

A： これからの時代を考えるとなくするわけにはいかないだろうから、親としても注意していかなければならないと思います。

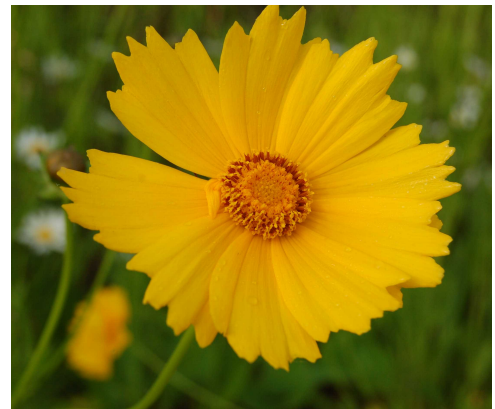
B： ネット社会の進化のスピードが速く、なかなかついていけない状況です。教育基本計画にどこまで載せられるか分かりませんが、話し言葉を使ったコミュニケーション能力がどうなっていくのか不安があります。市として何かしら先手を打った対応をしていければ家庭の対応も変わってくると思います。

最後に、理科が好きな子どものために、学校でできない実験や体験などをさせる半年サイクルの理科講座や実験教室のような

ものを市として開催しているところがあります。南魚沼市もそうした取組を検討していただけるように期待しています。

教育長：理科離れを防ぐために、魚沼地域の理科センターの活用や公民館事業など、ぜひ工夫していきたいと思っています。

司会： 解決していかなければならない新たな課題があることが今日の座談会で明らかになりました。家庭教育を土台として、学校、地域、行政が一体となって今後の南魚沼市の教育を考えていかなければならないことを再認識することができました。本日はありがとうございました。





南魚沼市 市民憲章

わたしたちのふるさとは、魚野川、越後三山と巻機山、カタクリの群生など、豊かな自然に恵まれています。先人たちは、この美しく、ときには厳しい自然と共存しながら、人間を思いやり支えあう気持ちをはぐくみ、ふるさとの歴史を刻んできました。また、コシヒカリをはじめとする特産物とものづくりは、先人たちの知恵と努力の結晶です。

わたしたちは、先人たちが守り発展させてきたこの「人間・自然・ものづくり」をいつまでも大切にし、明るく住みよいまちづくりを進めるよりどころとして、この憲章を定めます。

- わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、自然を大切にします。
- わたしたち南魚沼市民は、ものづくりを大切にします。

計画策定経過

全 は全体会、学 は学校教育・幼児教育推進検討部会、生 は生涯学習・社会教育推進検討部会、子 は子ども・若者育成支援推進検討部会

平成 26 年 12 月 12 日	全	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育基本計画策定検討委員会発足 ・市教育計画策定検討委員会設立の趣旨説明 ※第 2 回以降は、部会ごとに開催
平成 27 年 1 月 9 日	学	第 2 回	・学校教育・幼児教育の課題の洗い出し、原稿の項目立て検討
1 月 14 日	生	第 2 回	・生涯学習推進編の位置付け、生涯学習に対する意見交換
1 月 16 日	子	第 1 回	・子ども・若者育成支援の現状と課題
2 月 2 日	生	第 3 回	・南魚沼市生涯学習、人材バンク、地域コーディネーターについて
2 月 3 日	学	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全安心な学校づくり」「学習意欲の向上」「特別支援教育の充実」「幼児教育の重要性」など主な章立ての中身の検討
2 月 13 日	子	第 2 回	・子ども・若者育成支援に係る相談等の実態
2 月 17 日	学	第 4 回	・学力向上編の原稿検討
2 月 18 日	生	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・南魚沼市の生涯学習、教育の機会の充実について ・キャッチフレーズ→目標→方針の検討
3 月 4 日	生	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズの提案、自然を通じた原体験の重要性及び環境教育、学んだ知識を後継者に伝える学びの循環、生涯学習におけるスポーツの位置付け等について
3 月 6 日	子	第 3 回	・子ども・若者育成支援に係る相談等の課題について
3 月 16 日	生	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・南魚沼市のスポーツの現状と未来像について ・山菜採り、魚釣り、雪堀り等南魚沼市ならではの活動について
3 月 19 日	学	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心で、笑顔にあふれ活気に満ちた学校づくり」の原稿検討及び不登校を減らすための手立てについて意見交換
4 月 6 日	生	第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝きあう生きる力の環」の検討
4 月 22 日	生	第 8 回	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習のイメージ図、「ふるさと学舎（仮称）」「市民カレッジ（仮称）」「幸齢義塾（仮称）」の検討
4 月 23 日	学	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・網羅的ではなく、「南魚沼市だからできること」「南魚沼市だからやらなければならないこと」に絞ることで決定。各自の原稿を見直す。
5 月 14 日	子	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進編の原稿作成に係る協議 1
5 月 20 日	生	第 9 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと教育の実践、生涯学習のイメージ図の検討
6 月 3 日	生	第 10 回	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の現状と課題、生涯学習イメージ図の再検討 ・持続可能な生涯学習システムの構築検討
6 月 4 日	子	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進編の原稿作成に係る協議 2
6 月 23 日	生	第 11 回	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習プログラムのネーミング「学びの郷・南魚沼プラン」の決定 ・生涯学習推進編原稿の構成骨子案の確認
6 月 30 日	子	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進編の原稿作成に係る協議 3
7 月 9 日	学	第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育・幼児教育推進編原稿の構成最終確認

※いずれの部会も上記以外に複数回の作業部会を実施（詳細略）

用語の解説

【ア行】

・ALT(p.24)

外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) の略。南魚沼市は小学校の「国際科」指導に5名のALT、中学校の英語指導に2名のALTを採用している。

・ICT支援員(p.24)

授業におけるICT (Information and Communication Technology : 情報通信に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉) 活用促進を支援する専門家。主に外部人材を登用し、教師の授業の支援やICT環境の整備を担当する。

・イングリッシュ・ビレッジ(p.24)

夏休みに、南魚沼市の中学生を対象として、国際大学の留学生や他校の生徒と英語を駆使して交流する国際理解活動。

・インクルーシブ教育(p.24)

障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

・インターナショナル・ビレッジ (p.24)

夏休みに、南魚沼市の小学生を対象として、国際大学の留学生や他校の児童と英語を使いながら交流する国際理解活動。

【カ行】

・学習指導センター(p.29)

南魚沼市及び湯沢町の小中学校及び総合支援学校を対象として、教員の教科指導力を向上させるために3名の指導主事を配置している。また、国や県の最新の教育情報を提供するために年間約60回の講座を開催している。

・学校教育の重点(p.11)

学校教育の推進に当たり、年度当初に県教育委員会が示す基本的な重点方針。平成27年度は「地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくり」を学校教育の中核に掲げ、6つの重点事項と8つの努力事項を柱に教育施策を推進している。

・学校図書館連携司書(p.21)

学校図書館の整備を目的として、蔵書の整理や読書活動の推進を担当する市立図書館に配置された図書館司書。

・絆集会 (p.20)

いじめ根絶に向けて全県で取り組んでいる「深めよう絆県民運動」の一環として各学校または各中学校区ごとに「いじめ見逃しゼロスクール」を目指して行う児童生徒の集会。

・キャリア教育 (p.5)

キャリア(経験)を活かして、現在や将来を見据えるために行われる教育。近年話題となっている「ニート」や「フリーター」と定義される若年層の雇用問題の解決のために、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

・国際科 (p.7)

平成20年度に文科省の認可を受け「国際科」を設置している。市内の小学校1年生から英語教育を実施し、低学年は年間10時間、中学年は年間25時間、高学年は年間35時間の授業を行っている。国際科ALT及び国際大学の留学生が小学校の学級担任とともに、英語を使った国際理解及び異文化理解の2つの活動を行っている。

・子どもと共に1,2,3運動 (p.20)

不登校防止の対策として、欠席3日目までに行う全教職員による組織的な初期対応。具体的には、1日目：欠席家庭に連絡し、保護者又は本人から状況を聞く。2日目：欠席児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。3日目：家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。

・個別指導計画 (p.25)

個別の教育支援計画をふまえ、学校の指導計画に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画。障害の種別や発達段階が同じでも一人一人の特性は異なるため、個別の指導計画は通常の学級や特別支援学級で学ぶ子どもの指導の指標となる。

【サ行】

・少人数指導 (p.21)

学習時に児童が少人数のグループに分かれ、それぞれのグループに指導者がつく指導方法（1つの学習集団を複数で指導する T.T.=チーム・ティーチングとは、この点が異なる）。少ない人数で学習をすることによって、一人一人に応じたきめ細かな指導を通して、学力の向上や定着を目指す指導方法。

・スクールカウンセラー (SC) (p.51)

臨床心理の専門家として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止めながら相談業務に当たる。

・スクールソーシャルワーカー (SSW) (p.51)

福祉の専門家として、問題を事例化して支援の組み立て（ケースワーク）をする。当事者である子どもと保護者、教職員、地域住民及び関係機関等のつながりを一層強化し、協働しながら、子どもの自立を促すためのコーディネーター的な働きも担う。カウンセラー、専門相談員等とは、ケースごとに役割分担しながら連携していくことで最大の効果が期待される。

・セーフティネット (p.46)

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、国民全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

・全国体力・運動能力テスト (p.22)

小中学生の体力の状況を把握・分析するために文部科学省が実施する調査。全国の小学校5年生と中学校2年生が対象。握力・上体反らしなど8種目の実技調査、生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査が行われ、学校における体育・健康改善に役立て、子どもの体力低下に歯止めをかけるのがねらいである。（全国体力テスト、全国体力調査とも言う）。平成20年度からは「全校体力・運動能力、運動習慣等調査」として、すべての学校が実施することが義務付けられた。

・全国学力・学習状況調査 (p.19)

平成19年度から実施されている全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として行われている学力・学習状況の調査的性格のあるテスト。一般的に「全国学力テスト」とも呼ばれる。実施日は毎年4月の第3もしくは第4火曜日とし、実施教科は国語（A, B）、算数・数学（A, B）、理科（3年に1度）である。

・総合教育会議 (p.7)

地方教育行政法の改正に伴い、平成27年4月から、各都道府県・市町村に設置された会議体。教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため設置された。

【タ行】

・中1ギャップ (p.20)

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。小学校までに築いた人間関係が失われる、リーダーの立場にあった子どもが先輩・後輩の上下関係の中で自分の居場所をなくす、学習内容のレベルが上がるなどが原因と考えられる。

・特別支援教育推進室 (p.7)

平成27年4月に、市内の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校における特別支援教育の理解啓発を推進するとともに、特別な教育的支援が必要な子どもへの早期からの継続した支援の充実に努め、当該の子どもたちが健やかに成長することを目的に南魚沼市立特別進学校内に設置された。

【ナ行】

・新潟県教育振興基本計画 (p.4)

「個を伸ばす教育」～一人一人の個性を尊重し、伸ばしてく教育の推進～を基本理念とし、社会の変化に対応し、本県の長所をさらに伸ばすために策定された本県教育推進のための基本計画。

【ハ行】

・PDCA サイクル (p.13)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法のひとつ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

【マ行】

・南魚沼市いじめ防止基本方針 (p.19)

いじめ防止対策推進法第12条及び新潟県いじめ防止基本方針を参酌して定められた方針。学校現場における「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」「家庭や地域との連携」「関係機関との連携」を目的とし、市教育委員会及び市立学校が具体的に取り組むべき施策等を規定している。

・南魚沼市いじめ防止対策等連絡協議会 (p.7)

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、関係機関相互の連絡調整、取組状況等の情報共有、ネットワークづくりについての協議及び相談窓口等の周知、その他必要な事項を協議し、連携することを目的とした組織。

・南魚沼市情報化推進委員会 (p.24)

南魚沼市立学校の情報環境の整備を図り、学校の情報化、校務の情報化への対応及び教育の情報化推進に向けた各種計画の立案、検討並びに各学校への啓発活動等を行うための委員会。

・問題行動調査 (p.19)

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実に努めるため、「暴力行為、いじめ、不登校、自殺等」の状況等について文部科学省が行う調査。

【ヤ行】

・ユニバーサルデザイン (p.25)

教育用語としては、障害の有無に関係なく、誰にでも分かりやすい授業を行ったり教室環境を整えることを言う。例えば、黒板の周囲にはあまり掲示物を貼らない、板書の際、赤や青などの見づらいチョークで文字を書かないなどである。

平成28年度～32年度の児童数生徒数見込

※（ ）内は学級数を表す。特別支援学級の児童生徒は確定しているわけではないため、特別支援学級数は含まれていない。

※総合支援学校の児童生徒数も確定しているわけではないため、学校名から除いている。

数値は平成 27 年 11 月 19 日現在

学 校 名		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1	三用小	74(6)	72(6)	72(6)	71(6)	72(6)	
2	赤石小	99(6)	92(6)	96(6)	92(6)	82(6)	
3	浦佐小	248(10)	261(11)	267(11)	296(13)	297(13)	
4	大崎小	156(6)	149(6)	153(6)	148(6)	156(6)	
5	後山小	11(3)	9(3)	7(2)	8(3)	6(2)	
6	藪神小	147(6)	149(6)	147(6)	155(6)	146(6)	
7	城内小	237(9)	250(10)	237(9)	237(10)	227(9)	
8	五日町小	82(6)	83(6)	80(6)	77(6)	77(6)	
9	大巻小	91(6)	84(6)	79(6)	78(6)	71(6)	
10	五十沢小	174(7)	179(6)	182(6)	180(6)	179(6)	
11	北辰小	301(12)	317(12)	336(12)	339(12)	331(12)	
12	六日町小	425(15)	441(15)	446(15)	434(14)	437(14)	
13	第一上田小	75(6)	71(6)	74(6)	67(6)	66(6)	
14	第二上田小	68(6)	68(6)	68(6)	61(6)	60(5)	
15	栃窪小	11(3)	6(3)	10(3)	11(3)	10(2)	
16	塩沢小	406(13)	423(13)	423(14)	412(13)	420(14)	
17	中之島小	192(7)	187(6)	191(6)	175(6)	176(6)	
18	石打小	93(6)	88(6)	94(6)	83(6)	80(6)	
19	上関小	86(6)	92(6)	88(6)	93(6)	83(6)	
中1	大和中	346(12)	377(12)	379(12)	381(12)	386(12)	
中2	城内中	116(4)	107(3)	八 海 中	323(11)	299(10)	308(11)
中3	大巻中	113(3)	108(3)				
中4	五十沢中	100(3)	107(3)				
中5	六日町中	391(12)	403(12)	379(12)	385(13)	381(13)	
中6	塩沢中	471(15)	473(15)	454(15)	484(16)	455(15)	

市教育基本計画策定検討委員名簿

※敬称略, No.6 ~ No.39 は五十音順

No.	氏 名	役職等
1	西野 仁	教育委員 (～ 27.12.24), 教育委員長 (27.12.25 ～)
2	角谷 正雄	教育委員長 (～ 27.12.24), 委員長代理 (27.12.25 ～)
3	今井 晶子	教育委員, 委員長代理 (～ 27.12.24)
4	島田 裕子	教育委員
5	南雲 権治	教育長
6	青木 仁	総合支援学校長
7	一之谷 修	子ども・若者育成支援センター長 (～ 27.3.31)
8	井上 幸夫	保健課母子保健班主幹 (27.4.1 ～)
9	牛木 治	社会教育課生涯学習班主幹
10	牛木 勝利	子育て支援課保育班保育主幹 (～ 27.3.31)
11	大嶋 匡	社会教育課図書館係長
12	太田 忠夫	学識経験者
13	大津 政好	城内小学校長
14	大野 友和	図書館協議会委員
15	大前 純一	学識経験者
16	小倉 良平	社会福祉協議会事務局長
17	小野塚 武	体育協会副理事長
18	片桐 正一	子ども会連絡協議会副会長
19	上村由美子	保健課母子保健班主幹 (～ 27.3.31)
20	桑原 弘子	子ども・若者育成支援センター育成係主任 (～ 27.3.31)
21	桑原 博	青少年育成南魚沼市民会議会長
22	腰越 晃	社会教育委員
23	小林利恵子	社会教育課文化振興係長
24	駒形 淳子	子ども・若者育成支援センター育成支援係長
25	齋木 道雄	赤石小学校長 (～ 27.3.31), 北辰小学校長 (27.4.1 ～)
26	佐々木百代	子育て支援課保育班保育主幹 (27.4.1 ～)
27	定岡 聖	子ども・若者育成支援センター育成支援係臨床心理士
28	鈴木 智子	社会教育委員
29	高橋 克美	体育協会理事長
30	高橋 賢一	子育て支援課保育班施設主幹
31	高橋 哲也	学童保育保護者
32	田中 智史	社会福祉協議会地域福祉係兼総務係 (～ 27.3.31)
33	長尾 正史	子ども・若者育成支援センター育成係主任 (27.4.1 ～)
34	庭野 和也	六日町中学校長
35	長谷川 誠	社会教育課生涯スポーツ係長
36	本多 博樹	社会福祉協議会地域福祉係長 (27.4.1 ～)
37	松崎 孝子	子育て支援課こども家庭支援班相談支援主幹
38	水野 真理	社会教育委員副会長
39	山田 淳子	心豊かな子育て教室子育て支援アドバイザー
40	中島 栄一	事務局長 教育部長 (27.4.1 ～)
41	南雲 繁樹	前事務局長 教育部長 (～ 27.3.31)
42	高野 輝幸	事務局 学校教育課長
43	佐藤 和則	事務局 社会教育課長
44	佐藤 昭雄	事務局 子ども・若者育成支援センター長 (27.4.1 ～)
45	長澤 俊英	事務局 学校教育課管理指導主事
46	山崎喜久治	事務局 学校教育課管理指導主事

【概要版】

「南魚沼市後期教育基本計画（笑顔あふれる教育プランⅡ）」について

1 策定の趣旨

少子化や人口の都市集中の傾向が見られる中で、本市の飛躍につながる取組が喫緊の課題となっており、本市の市民憲章「人間を大切に、自然を大切に、ものづくりを大切に」の精神を教育の視点から具現化するために、「全ての市民の学び」を念頭に「南魚沼市らしい」教育計画を策定した。

2 計画期間

平成28年度から32年度までの5か年計画

3 計画の推進

具体的施策を展開し、PDCAサイクルに基づき、教育基本計画推進委員会が進行管理を行う。

南魚沼市が目指す教育

- 1 一人一人を生かし、自信と希望を与え、笑顔あふれる教育を目指します。
- 2 幼児から高齢者まで「生涯にわたる学びを可能にする」教育・学習を目指します。
- 3 お互いの人権を尊重し、責任ある行動と協働ができる市民性を育む教育を目指します。
- 4 自然や歴史・文化への理解を深め、享受し、それらの財産を大切に保存・継承・発展させて「ふるさとを誇りに思う」教育を目指します。
- 5 地域産業振興と「働くこと」に対する総合的・実践的な教育を目指します。
- 6 国際交流、良質な文化・異文化との接点などを通して国際交流・他地域理解の教育を目指します。
- 7 家庭教育力及び地域教育力の醸成と活力あるコミュニティ形成を目指します。

1 国の法令等との関連

- ・教育基本法
 - ・子ども・若者育成支援法
 - ・第2期教育振興基本計画
 - ・まち・ひと・しごと創生法
 - ・社会教育法
- 2 新潟県の教育施策等との関連
- ・新潟県夢おこし政策プラン
 - ・新潟県教育振興基本計画
 - ・新潟県子ども・子育てプラン
- 3 南魚沼市の施策等との関連
- ・南魚沼市市民憲章
 - ・第2次南魚沼市総合計画

生涯学習・社会教育推進

1 生涯にわたる学びを可能にする持続可能な生涯学習システム（「学びの郷南魚沼プラン」）の構築

- ① 基本理念は、「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしたちと地域」
- ② 子どもも期は、「たんけん南魚沼」で南魚沼の自然や文化を体験的に理解し、その豊かさを五感で認識する活動の推進
- ③ 大人期は、地域の人と自然を出発点に、南魚沼に根ざした技と知識を発展させる誰でもいつでも学べる「市民カレッジ（仮称）」構想の具現化
- ④ 高齢期は、「幸福義塾（仮称）」で老年の経験や知恵・技を引き出し合い、再生し合う場の提供及び健康増進、意識の活性化維持

2 青年期・成人期を中心とする現代社会に適合した学習機会の確保

- ① 市民が持つ、より高次で現代的な学習欲求を満たすために市内及び近隣で完結する学習環境の整備
- ② 市民が行政の支援を得ながら能動的に企画・運営する連携協働型生涯学習・社会教育への転換に向けた体制づくりを目的とした「生涯学習センター（仮称）」の設置

学校教育・幼児教育推進

1 安全・安心で、活気に満ちた学校づくり

- ① 元気が挨拶と正しい言葉遣いができる環境の実現
- ② いじめや非行根絶のための毅然とした生徒指導の徹底
- ③ 不登校を減少させるための初期対応の充実

2 意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進

- ① 児童生徒が自ら学ぶ態度を育てる授業づくり
- ② 学習意欲と学習習慣を育てる小中連携の充実
- ③ 児童生徒一人一人の実態に応じた少人数指導及び個別指導の充実
- ④ 市立図書館「本の社」の活用及び学校との連携
- ⑤ 地域の特性を活かした教材づくり

3 健やかな身体を育成する環境の整備

- ① 若しくても最後までやり遂げる子どももの育成
- ② 幼児期からのパラソフスのとれた運動
- ③ 楽しんで体を動かすための工夫

4 夢・未来・希望を育む教育の推進

- ① クローバル人材育成事業の充実
- ② ICT教育の充実
- ③ キャリア教育の充実

5 共生社会の礎を築く特別支援教育の推進

- ① 一人一人のニーズに応える指導の充実
- ② 幼児期から義務教育修了までの一貫した支援体制の構築
- ③ 総合支援学校のセンター的機能の充実

6 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実

- ① 5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）における、生きる力となる心情、意欲、態度の育成
- ② 幼児にとっても望ましい教育内容、教育方法、教育環境の充実
- ③ 小学校との円滑な接続及び中学校区ごとの連絡会の設置

子ども・若者育成支援推進

1 セーフティネットとしての相談体制の充実

- ① 困難を有する子ども・若者、その家族の支援（3つの相談窓口）の充実及び予防的視点や早期の相談体制づくりの推進
- ② 他の関係機関との連携及びその後も「かかわり」「寄り添う」きめ細かな教育相談の実施
- ③ 子どもや若者（39歳まで）の「居場所」の充実
- ④ ニート、引きこもりなど困難を有する若者の実態把握
- ⑤ 困難を有する若者の進学や就労支援などに係るリスタート支援体制づくり
- ⑥ 家庭教育支援の継続及び相談員の能力向上と相談スタッフの育成

2 市役所内各課や医療機関等との連携による包括的な相談支援の充実

- ① 相談者の年齢等に応じた「縦の連携」、関係部署、関係機関との「横の連携」に基づく包括的な支援体制づくり
- ② 南魚沼市子ども・若者支援地域協議会の継続開催及び地域におけるネットワークづくりの推進
- ③ 相談・支援業務の市民への周知
- ④ 祝祭日、休日、午後5時以降の相談など柔軟な対応の工夫

家庭教育：父母その他の保護者は、子どもに生活のための必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努め、行政は子育ての支援に努める。